

〔本資料は、第 4 章 3 . を除き、「中間まとめ」
(平成 21 年 8 月)からの変更点を見え消し修正〕

知の拠点

我が国の未来を拓く国立大学法人等施設の整備充実について

～ 新たな価値を生み出すキャンパス環境の創造・発展～

(第二次中間まとめ (案))

平成 2 2-1年~~8~~月

今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議

目次

はじめに

第1章 国立大学法人等施設の果たす役割

- 1. 国立大学法人等の使命・役割 3-4
- 2. 国立大学法人等施設の役割 3-4

第2章 国立大学法人等施設の整備状況

- 1. 法人化以降の施設整備 4-6
- 2. 第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画の検証 4-6
 - (1) 重点的整備の状況
 - (2) システム改革の状況
 - (3) 施設整備による教育研究等への成果・効果
- 3. 国立大学法人等施設を取り巻く現状と課題 4-2-1-6
 - (1) 老朽化の状況
 - (2) 狭隘化の状況
 - (3) 病院再生整備の状況
 - (4) 地球環境問題への対応
 - (5) 政策的な課題、社会的な要請への対応
 - (6) 財政上の課題
 - (7) 諸外国の状況における大学施設の戦略的整備

第3章 今後の国立大学法人等施設整備の在り方

- 1. 今後の国立大学法人等施設の目指すべき姿 2-1-2-7
 - (1) 教育機能の発展
 - (2) 研究機能の発展
 - (3) 産学官連携の強化
 - (4) 地域貢献の推進
 - (5) 国際化の推進
 - (6) 地球環境問題への貢献
 - (7) キャンパス環境の充実
- 2. 施設整備における国と国立大学法人等の役割 2-5-3-1
 - (1) 国の役割
 - (2) 国立大学法人等の役割

第4章 今後の国立大学法人等施設整備における中長期的な対応方策

- 1. 長期的視点に立った整備の重要性 3 3
- 2.4. 計画的な施設整備の推進 2-7 3 3
 - (1) 長期的視点に立ったキャンパス環境の整備
 - (2) 効果的・効率的な整備による価値の向上
 - (3) P D C A サイクルに基づく施設マネジメントの推進
 - (4) 多様な財源を活用した戦略的整備の推進
 - (5) 戦略的マネジメントに必要な人材の育成
- 3-2. 重点的な施設整備の推進 3-0 3 7
 - (1) 重点的な整備が必要な施設
 - (2) 整備方針及び推進方策
 - (3) 期待される成果・効果
 - (1) 長期的な整備目標
 - (2) 重点的に整備すべき施設
 - (3) 重点的な整備を進めるための実施方策

第5章—国立大学法人等施設整備に対する公財政措置の確保

- 3 4
- (1) 第2次5か年計画における目標の達成
- (2) 今後の施設整備に対する公財政措置の確保

参考資料

- 1. 科学技術基本計画(抜粋)(平成18年3月28日閣議決定) 3-7 4 9
- 2. 第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画(平成18年4月18日) 3-8 5 0
- 3. 関連データ 4-0 5 2
- 4. 国立大学法人等施設整備を進めるにあたり配慮が必要な
主な答申・報告等 5-0 6 2
- 5. 第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画の成果・効果の検証について(アンケート調査) 諸外国における大学キャンパス整備に関する主な動向 . . . 5-6 6 8
- 6. 諸外国における高等教育機関の施設整備方策について 7 4
- 7-6. 国立大学法人等施設の整備に係る費用について(試算) 5-8 8 2
- 8-7. 国立大学法人等の老朽施設の推計(附属病院を除く) 6-1 8 5

中間まとめの概要等

- 1. 中間まとめ(概要) 6 3
- 2. 附属資料 6 5

はじめに

我が国の国立大学法人等（大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ）は、高等教育、学術研究の進展に対応し、様々な時代の要請に応えながら、社会の発展に寄与してきた。創造性豊かな人材養成、独創的・先端的な学術研究の推進など、国立大学法人等の使命を果たすための基盤として、これらにふさわしい機能や質的水準を備えた施設の整備充実を図っていくことは、我が国の未来を拓き、我が国を成長・発展へと導くものである。

国立大学法人等の施設は、平成13年3月に閣議決定された第2期科学技術基本計画を受けて策定した「国立大学等施設緊急整備5か年計画」（平成13～17年度）により、優先的目標として整備を進めてきた施設の狭隘解消は概ね計画どおり整備されたものの、経年25年以上の老朽施設の改善は遅れ、その間の経年等により老朽施設が更に増加した。また、平成13年度以降新たに設置された大学院への対応、若手研究者の教育研究活動への対応、大学附属病院における新たな診断・診療方法の開発や医療人に対する研修・実習への対応など、新たな教育研究ニーズへの対応が必要であることが指摘されていた。

このため、平成18年3月に閣議決定された第3期科学技術基本計画において、国は、「卓越した研究拠点、人材育成機能を重視した基盤的施設について、老朽施設の再生を最優先として整備する観点から、第3期基本計画期間中の5年間に緊急に整備すべき施設を盛り込んだ施設整備計画を策定し、計画的な整備を支援する」とこととされた。

文部科学省では、この方針に基づき、「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」（以下「第2次5か年計画」という。）を策定し、同計画に基づき施設整備を支援してきている。第2次5か年計画の最終年度4年目となる平成22年度末見込みでは、重点的整備の対象である教育研究基盤施設の再生としての老朽再生整備、狭隘解消整備に加え、大学附属病院の再生整備を実施し、国費による整備で整備目標の約71%、多様な財源を活用した整備を加えて約86%概ね7割が達成され、安全・安心な教育研究環境が確保されるなど、一定の成果が現れつつある。また、施設マネジメント等のシステム改革に関しても、各法人において積極的な取組が進められ、教育研究の進展に大きな効果が現れ始めたところである。

他方、国立大学法人等の施設においては、様々な課題を抱えている状況にあり、今後、各法人において一層の個性化・多様化が求められている中で、教育研究等の個性化・多様化に対応した施設機能の確保・充実のため、施設の質的向上を図り、その価値を高めていく必要があること等が課題となっている。

これまで本協力者会議は、国立大学法人等施設の整備充実に向けて様々な形で提言を行い、適時、国や国立大学法人等に対して必要な対応方策の実行を求めてきた。

来る平成22年度は第2次5か年計画の最終年度であることを踏まえから、昨年8月には、本協力者会議は、第2次5か年計画期間における取組状況を検証した上で、国立大学法人等施設を取り巻く現状と課題や、施設整備の在り方を検討するとともに、今後の中長期的な対応方策について検討し、「中間まとめ」として報告した。その後、アンケート調査などによる第2次5か年計画の更なる検証や諸外国の状況調査の実施、「戦略的なキャンパスマスタープランの手引き」の作成など更なる検討を重ねる

とともに、新たな施設整備計画の策定に向け、平成23年度以降の計画的・重点的な施設整備の方向性について内容の具体化を図り、この度「第二次中間まとめ」として報告することとした。

~~本中間まとめにおいて示した要点は、大きく、以下のように整理できる。~~

~~第一に、国立大学法人等の施設を巡る現状として、老朽化や狭隘化等に伴う教育研究機能の低下や地球環境問題への対応、グローバル化など様々な課題を抱えている状況であり、諸外国において戦略的なキャンパス整備が行われていること等を踏まえ、我が国においても国際的な魅力を高めるための基盤の強化が不可欠であること。~~

~~第二に、各国立大学法人等の一層の個性化が求められている中で、各法人の個性を支えるキャンパスが特色ある教育研究の基盤となり、学生のニーズに応えつつ、学び舎として思いに残るものとなっていきよう、きらりと光る夢のあるキャンパスづくりが求められること。~~

~~第三に、今後、国立大学法人等施設の計画的・重点的な整備を推進するため、国と国立大学法人等において、中長期的な対応方策を講じていく必要があること。~~

~~第四に、国立大学法人等施設がその使命を果たしていくためにも、国と国立大学法人等の各々の役割を踏まえ、必要な公財政措置が確保される必要があること。~~

本第二次中間まとめは、第4期科学技術基本計画の策定に向け、今後の施設整備の方向性を示すとともに、国及び国立大学法人等が今後の施設充実に向けて一体的な取組を進めるための一助となることを意図している。

このため、国は、本第二次中間まとめに示した対応方策を着実に実行するとともに、各国立大学法人等においても、これらの対応方策を踏まえた主体的な取組を期待する。

そして何より、国立大学法人等関係者をはじめとして、各方面の関係者に対して施設整備の必要性が理解され、整備充実に向けた国民的な議論が喚起されるとともに、我が国の国立大学法人等施設の整備充実につながることを切に願うものである。

~~今後、引き続き、なお、新たな施設整備計画の策定に向けて、現時点では、中長期的な対応方策をはじめ、今後の国立大学法人等施設の整備充実に向けて様々な検討課題が残されている。~~今後、我が国における国立大学法人等施設がその使命を果たすためにどのような整備が行われるべきか、本協力者会議として、各界からの幅広い意見もいただきながら、最終的な結論を得るための一層精力的な検討を進める必要が予定である。



米国 カリフォルニア工科大学



米国 ワシントン大学



中国 華東政法学院

キャンパスは大学の顔
個性と魅力あふれるキャンパス環境は優れた研究者、学生を惹きつける

1. 国立大学法人等の使命・役割

世界的な金融危機を発端とした世界経済の危機的状況、グローバル化に伴う国際競争の激化、地球規模の環境問題の深刻化など我が国を取り巻く世界の情勢は目まぐるしく変化しているとともに、18歳人口をはじめとした人口全体の減少や高齢化の進展等に伴う社会システムの変化など、我が国においては様々な課題が山積している。

このような未曾有の危機を迎えている今、資源の乏しい我が国が一層の発展を遂げ、国際社会に貢献していく上でも、その礎となるのは人づくりであり、教育である。教育の発展なくして我が国の持続的な発展はない。

また、我が国が持続的な成長・発展を遂げていくためには、イノベーションにつながる科学・技術の振興を強力に推し進めるとともに、それらを基盤とする国際競争力を確実に培うことが不可欠であり、国家戦略として打ち立てた新成長戦略¹の「科学・技術・情報通信立国戦略」などの実現に向けても、創造性豊かな人材養成、独創的・先端的な学術研究の推進を図ることは極めて重要である。国際競争力を強化し、イノベーションにより新たな価値を生み出すことが必要不可欠であり、国家戦略として打ち立てた「科学技術創造立国」を目指し、創造性豊かな学術研究の推進を図ることが極めて重要である。

さらに、地域貢献や産学官連携、国際協力等を通じて社会貢献を果たしていくことは、我が国社会が活力ある発展を続けていく上で欠くことができないものである。

大学等は、我が国の教育及び学術研究の根幹を支えるものであり、将来にわたる社会の発展の基盤の構築に寄与すべきものとして、国際的な魅力を発揮し、知の拠点としての役割を果たしていくことが期待されている。

その中でも、国立大学法人等にあっては、創造性豊かな人材養成に寄与するとともに、独創的・先端的な学術研究を推進するなど、我が国の高等教育と学術研究の中核を担ってきた。また、全国的に均衡のとれた配置により、地域の教育、文化、産業の基盤を支え、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供するとともに、生涯学習社会の実現や地域社会の活性化に貢献するなど、重要な役割を果たしてきた。

国立大学法人等のが第2期中期目標期間が始まったを迎える現在も、国立大学法人等の使命は変わるものではなく、法人化のメリットを活かした機能の充実が一層期待されている。

2. 国立大学法人等施設の役割

国立大学法人等の施設は、このような国立大学法人等の使命を果たすための基盤を成すものである。

国立大学法人等の施設は、我が国の未来を担い「知」の創造・継承・発展に貢献できる人材を育む場、イノベーションの創造へと導く独創的・先端的な学術研究を推進する場として、知的創造活動や知的資産を継承し活性化させるための適切な環境を整える必要がある。また、国立大学法人等のキャンパスは、多様な人々が集い、交流を育む場でもあることから、人間性、文化性に配慮したゆとりと潤いのあるキャンパス環境の形成は欠かせないものである。

¹ 「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)

このように、国立大学法人等の施設は、高度化・多様化している教育研究活動の展開を図っていく上で極めて重要な役割を担っているだけでなく、産学官連携や研究交流の促進、国際化の推進、生涯学習社会の実現、社会貢献等を果たしていく上での礎として、これらにふさわしい機能や質的水準を備えた施設の整備充実を図っていくことは、我が国を成長・発展へと導くものである。

第2章 国立大学法人等施設の整備状況

1. 法人化以降の施設整備

国立大学等の法人化以降、国は、国立大学法人等全体の施設整備方針を策定し、所要の財源の確保に努めるとともに、長期借入金等の対象範囲の拡大や地方公共団体の寄附等の取扱いの緩和等、各法人の自助努力を促すための制度改正や情報提供等を実施してきた。

一方、国立大学法人等は、国の施設整備方針を踏まえた施設整備費補助金による整備に加えて、自らの経営判断により施設やキャンパスの個性化を図るなど、自主的、自律的に多様な財源を活用した施設整備を実施してきた。また、学長等のトップマネジメントのもと、施設マネジメント²など経営的視点に立ったシステム改革³を実施してきた。

このように、国と国立大学法人等は、適切な役割分担の下、一体となって施設整備を進めてきており、今後も、第2期中期目標・中期計画を踏まえた施設整備・活用を進めていく上で、適切な役割分担を図りつつ、これまで以上に効果的かつ戦略的な対応が求められる。

2. 第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画の検証

文部科学省では、第3期科学技術基本計画を受け、全体の整備需要（約1,000万㎡）のうち、平成18年度からの5年間で緊急に整備すべき施設（約540万㎡）を盛り込んだ「第2次5か年計画」を策定し、重点的・計画的整備を支援している。

以下に、その具体的な実施状況について示す。（図表1）

（1）重点的整備の状況

第2次5か年計画では、緊急に整備すべき対象として、教育研究基盤施設の再生としてア―）「老朽再生整備（約400万㎡）」、イ―）「狭隘解消整備（約80万㎡）」、「大学附属病院の再生（約60万㎡）」の併せて約540万㎡の整備を掲げた。

平成22年度末見込みでは、全体約540万㎡の整備目標に対し、約463.3-9.9万㎡（約86.74%）の進捗となっており、施設整備費補助金等の国費による整備と併せて、各法人の自助努力による様々な財源等を活用した整備が行われることにより、一定の整備が進められてきた。（図表2）

教育研究基盤施設の再生

ア―）老朽再生整備

教育研究基盤施設の整備充実を図るため、老朽施設の再生を最重要課題とし、耐震性能の著しく劣るものや、著しい機能上の問題を改善することにより優れた教育研究成果が期待されるものを中心として、約400万㎡（Is値⁴0.4以下⁵

² 施設マネジメントとは、施設の効率的な管理と戦略的活用を図るためのトップマネジメントであり、キャンパス全体について総合的かつ長期的視点から、施設を確保し活用するために行う一連の取組である。

³ システム改革とは、国立大学法人等が、施設マネジメントや、多様な財源を活用した新たな整備手法による施設整備に積極的に取り組むこと。

⁴ Is値：建物の基本的な耐震性能に建物形状や経年等を考慮して算定「Is=Eo×SD×T...Eo：保有性能基本指標、SD：形状指標、

の施設約280万㎡の老朽改善を含む)の整備を掲げた。

これに対し、約334-299万㎡(約83-75%)の老朽施設の改善整備を行い、そのうち、人材育成機能を重視した教育基盤施設について約309-279万㎡、卓越した研究拠点について約25-20万㎡の老朽施設が再生整備された。

具体的には、耐震対策など安全・安心な教育研究環境の確保を図るとともに、利用形態の変化や新たな教育研究を実施するためのスペース需要に対応したり、老朽した基幹設備を改善する場合に省エネルギーに配慮した設備に更新するなど、機能的な改善も図った。

特に、耐震対策については、最優先の課題と捉え、耐震性能が著しく劣るものを中心に約305-285万㎡の耐震化を図った。このことにより、第2次5か年計画を策定した平成18年当時において約65%であった耐震化率が平成22-4年度末見込みで約87-85%⁶と着実に耐震化が進められてきたが、第2次5か年計画において耐震性の確保を目指したIs値0.4以下の施設については、依然として約32-42万㎡の耐震対策が図られないまま残っている状況である(大規模な地震等による倒壊等の危険性の高いIs値0.3未満の施設については、現時点で改修可能なものは全て耐震化が図られた。)(図表3)

1-1) 狭隘解消整備

新たに設置された大学院や、若手研究者のためのスペース確保等、新たな教育研究ニーズへの対応として、施設マネジメントによる対応が困難で真にやむを得ないものについて新增築による整備を図ることとし、約80万㎡の整備を掲げ、これに対し、約67-52万㎡(約84-65%)の狭隘施設の解消整備を行った。

具体的には、世界トップレベル研究拠点等の先端的な研究を行う施設、産業界との連携による共同研究・受託研究等を行う施設等、卓越した研究拠点について約28-20万㎡、新たに設置された大学院、若手研究者のスペース確保等、人材養成機能を重視した教育研究基盤施設について約39-32万㎡の狭隘解消整備を行った。

大学附属病院の再生

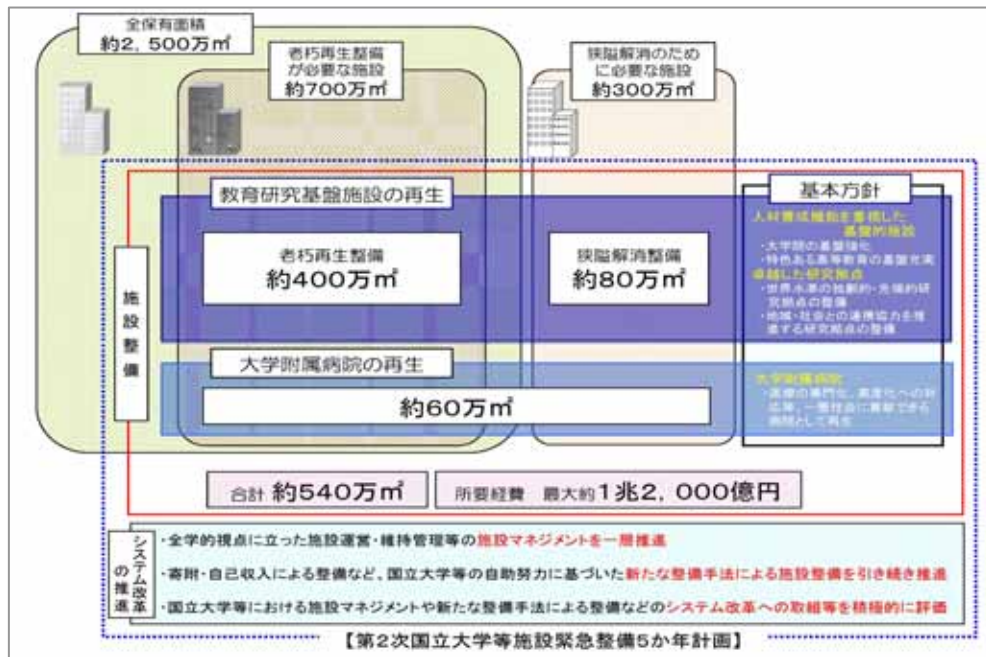
大学附属病院は、先端医療の先駆的役割などを果たすため計画的な再開発整備等を進めており、約60万㎡の整備を掲げ、これに対し、約62-47万㎡(約104-78%)の整備を行った。

具体的には、近年の医学の進歩に伴う医療の専門化や高度化、ニーズの多様化による狭隘化の解消や、経年による機能劣化の解消など、医療機能の維持・改善を図るための施設整備を行った。

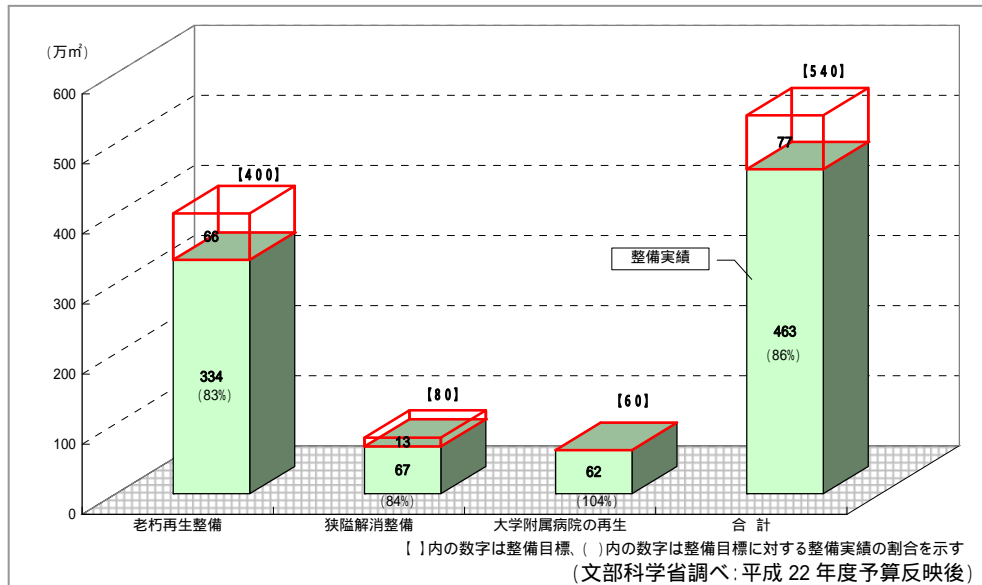
T: 経年指標」する構造耐震指標である。一般の施設については、「建物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)第4条の規定に基づく基本方針「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)」により、大規模な地震が発生した場合に、倒壊又は崩壊しないようにするためIs値0.6以上を確保するよう規定(Is<0.3 大規模な地震等による倒壊等の危険性が高い、0.3 Is<0.6 大規模な地震等による倒壊等の危険性がある)されている。他方、学校施設については、これらの法律及び指針によるほか、平成8年に社団法人日本建築学会学校建築委員会耐震性能小委員会においてまとめた「文教施設の耐震性能等に関する調査研究」を踏まえ、文教施設としての特殊性を考慮し、さらに耐震性の割増を行いIs値0.7以上を確保することとしている。

⁵ 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(財団法人日本建築防災協会)」によると「1995年兵庫県南部地震を経験した学校建築の内、第二次診断におけるIs値が0.4以下の建物の多くは倒壊又は大破した」ことが報告されており、平成18年3月に本協力者会議がまとめた「知の拠点-今後の国立大学法人等施設整備の在り方について」において、耐震性の著しく劣る施設について、最重要課題として緊急に取り組む必要性を指摘している。

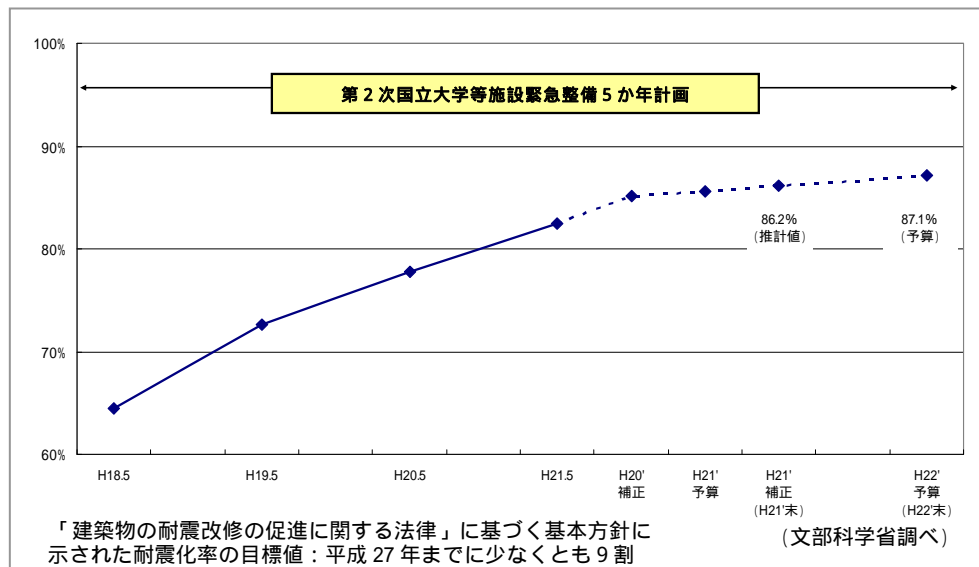
⁶ 平成22-4年度末の耐震化率については、耐震化を図った約305285万㎡のほか、耐震診断により耐震性を有すると診断されたもの又は新增改築により整備されたもの、附属病院の再開発により整備されたもの約320260万㎡を含めて算定したものである。



図表1 第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画（平成18～22年度）の概要



図表2 第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画の進捗状況



図表3 国立大学法人等施設の耐震化の状況⁸

(2) システム改革の状況

第2次5か年計画においては、具体的な実施方針として、各国立大学法人等における施設マネジメントや多様な財源を活用した新たな整備手法による整備等のシステム改革を一層推進することが掲げられている。

以下に、その具体的な取組状況について示す。

施設マネジメントの取組状況

ア) 既存施設の有効活用

各国立大学法人等において、施設の点検・評価や弾力的に使用可能なスペースの確保、使用面積の再配分など既存施設の有効活用に関する取組が積極的に行われている。(図表4)

- ・ほぼすべての法人において既存施設の有効活用に関する規定が整備されており、有効活用への取組が進展している。 97%(H17) 99%(H20)
- ・講義室の稼働率については、平成18年度と比較して高稼働率にシフトしている一方、稼働率が低い講義室も依然として存在している。
- ・既存施設を点検・評価した結果に基づき、使用面積の再配分⁷を実施しており、再配分した面積の62.64%が共同利用スペースとして、16.20%が研究室・実験室として新たに確保されている。また、国立大学法人等全体の共同利用スペースの面積は増加している。133万㎡(H18) 163.458万㎡(H21.0)
- ・各法人において、若手研究者のスペースを確保するための規程等の整備が進められてきている。 13%(H17) 63.55%(H20.49)
- ・スペースチャージ⁸制度を導入している法人が増加しており、スペース使用料を活用した維持管理等を行っている大学もある。
60%(H17) 76%(H20.49)

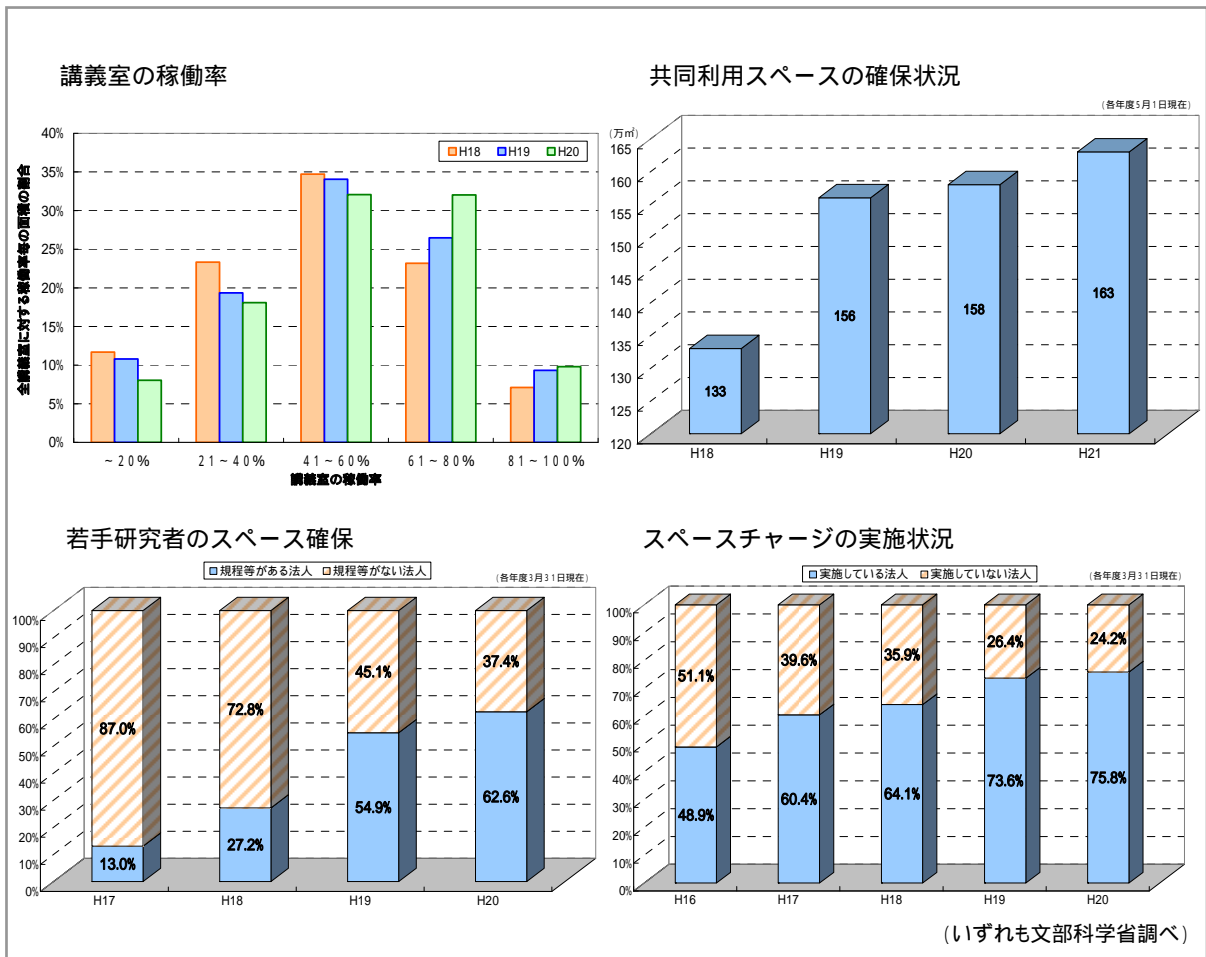
イ) 施設の維持管理

施設の維持管理は、学生や教職員等の安全確保、施設機能の劣化防止のみならず、良好なキャンパス環境の確保を図るために不可欠であることから、施設・設備の耐用年数やコスト等を考慮した上で、中長期にわたる改修・修繕に関する年次計画を作成し、実施していくことが重要である。これについて、殆ほとんどの法人において中長期的な修繕計画の策定が行われているが、このうち、修繕等に係る必要経費を含めた計画となっていないものが約3割あり、必要経費を含めた計画であっても一部の施設に限定されているものなどもある。任意に抽出した法人を対象とした詳細調査では計画の対象を特定の施設に限定しているもの、計画期間が極めて短期間であるもの、計画を部局要望や学内方針だけで決めているものなどが見受けられた。また、建築設備を含めた施設の中長期的な修繕計画の策定とその実施について一定程度の進展が見られるものの、その内容については必ずしも十分であるとは言い難い。(図表5)

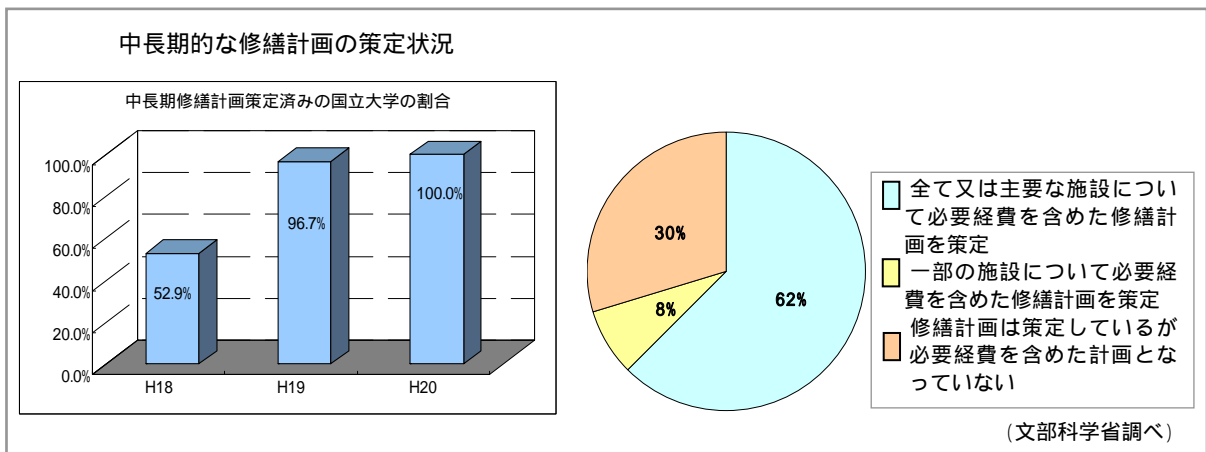
一方、施設の維持管理コストの適正化への取組については、同種業務の一括発注、複数年度契約への移行によるスケールメリットの活用や、より競争性の高い一般競争入札方式等へ移行するなど縮減のための努力が行われている。

⁷ 使用面積の再配分：既存施設の有効活用を図る観点から、施設の利用用途変更を行う取組

⁸ スペースチャージ：研究施設等において当該施設の利用者から徴収する施設スペース使用料



図表4 大学の戦略的施設マネジメントの推進（既存施設の有効活用）



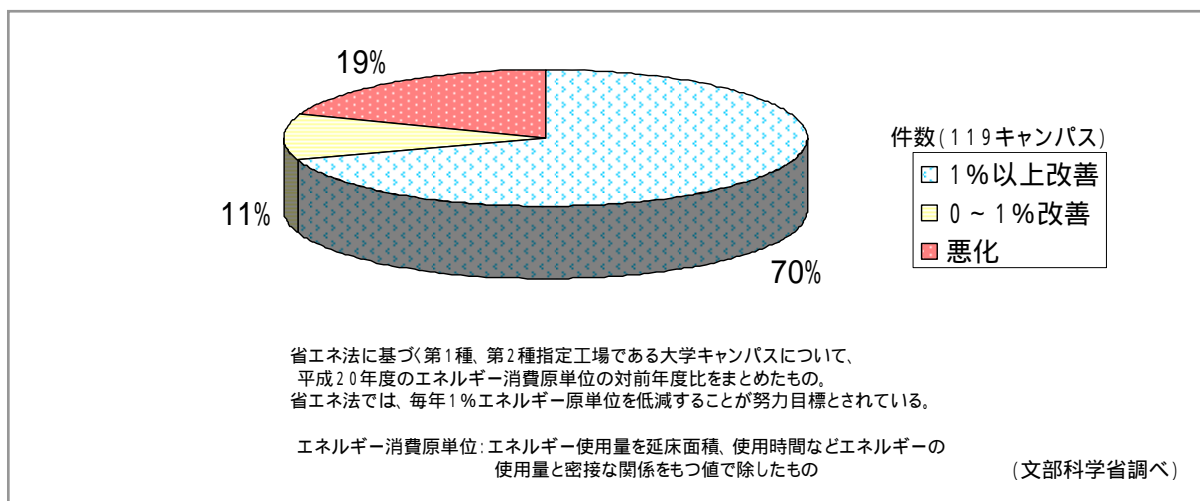
図表5 **建築設備を含めた施設**の中長期的な修繕計画の策定状況（**施設の維持管理**）

省エネルギー対策

国立大学法人においては、全ての法人において省エネルギー対策の基本方針を定め、具体的な数値目標の設定がなされている。さらに、独自の取組として、教職員の省エネ意識向上への取組や環境賦課金制度⁹の導入など省エネルギー対策に関する積極的な取組を行っている法人もある。

⁹ 環境賦課金制度とは、各局から電力、ガス、水の消費量に対して賦課金を徴収し、その資金を省エネルギー対策に充てる制度

これらの取組等によりしかしながら、平成20年度における省エネルギー対策の状況は、エネルギー消費原単位で見ると、約7割のキャンパスにおいて、エネルギー消費原単位で前年度と比較1%以上のして改善がなされている。一方で、悪化しているキャンパスも約2割存在することから、引き続き省エネルギー対策を推進していく必要がある。キャンパスは約5-6%にとどまり、必ずしも十分に省エネルギー対策が進んでいるとは言えない状況である。（図表6）



図表6 エネルギー消費原単位の状況

多様な財源を活用した新たな整備手法による整備

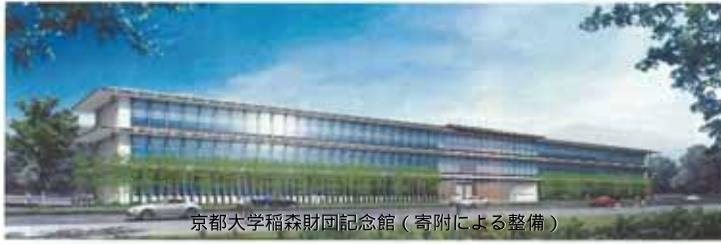
従来から、国立大学法人等の施設整備に当たっては、施設整備費補助金等の国費による整備のほか、各法人における主体的な取組として、寄附等の自己収入の活用による整備や産業界・地方公共団体との協力等、多様な財源を活用した新たな整備手法による整備に積極的に取り組んでいる。

具体的には、多様な財源を活用した新たな整備手法による整備として、平成18年度から平成21-0年度において約7.8-4.6万m²の整備を実施しており、教育研究施設の整備のほか、産学官連携施設や福利施設・課外活動施設、宿泊施設等の整備が進められている。（図表7）

コスト縮減・適正な執行の取組状況

コスト縮減に関する取組は、平成9年度から実施しており、これまでのプログラム等では目標をほぼ達成している。平成20年度からは「文部科学省公共事業コスト構造改善プログラム」により、コスト縮減を重視した取組から、ライフサイクルコスト等を勘案したコストと品質の両面を重視する取組へ転換し、5年間で平成19年度比、約15%の総合コスト改善率の達成を目指し、目標達成に向けた取組の推進が求められている。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に基づき、各法人は責任を持って適正な入札・契約を実施していくことが求められる。



京都大学稲森財団記念館（寄附による整備）



横浜国立大学大岡インターナショナルレジデンス（企業による整備）

1. 寄付による整備	4. 企業による整備
261件 約12万5千㎡ 主たる内容 ・教育研究施設 51件 57,500㎡ ・福利施設・課外活動施設 52件 20,500㎡ ・講堂等 19件 20,000㎡ ・附属病院 41件 21,600㎡	19件 約1万7千㎡ 主たる内容 ・共同研究施設 3件 6,500㎡ ・宿舍 4件 4,200㎡ ・福利厚生施設等(独立採算型) 8件 2,600㎡
2. 地方公共団体との連携による整備	5. 借用による学外スペースの確保
2-1. 地財特法施行令の改正に伴う自治体からの寄付等（施設関連） 14件 約1万㎡ 主な整備例 ・秋田県の補助金によるPET-CT棟の整備（秋田大学） ・愛南町の補助金による南予水産研究センターのための庁舎の無償借用（愛媛大学）	78件 約2万1千㎡ 主たる内容 ・教育研究スペース 38件 12,800㎡ ・学生宿舍等 8件 3,900㎡
2-2. 地方公共団体による整備	6. 長期借入金による整備
5件 約1万6千㎡ 主な整備例 ・岐阜薬科大学研究棟を市が整備し、その一部を連合大学院として有償借用（岐阜大学） ・県の補助金を活用し財団法人が共同研究施設を整備（熊本大学）	17件 約5万8千㎡ 主たる内容 ・学生宿舍 14件 56,300㎡ ・動物病院 3件 1,500㎡
2-3. 地方公共団体等からの借用によるスペースの確保	7. 受託研究費(間接経費)による整備
44件 約2万8千㎡ 主たる内容 ・教育研究スペース 32件 24,900㎡ ・診療スペース等 3件 700㎡	94件 約1万8千㎡ 主たる内容 ・東京大学 世界トップレベル研究拠点プログラム ・高エネ研 新学術領域研究、他（宿舍の整備）
3. 他省庁等との連携による整備	8. 目的積立金による整備
66件 約5万5千㎡ 主たる内容 ・国土交通省(まちづくり交付金) 1件 ・国土交通省(景観施設整備推進費) 2件 ・経済産業省(新事業支援施設) 2件 ・〃(地域企業立地促進等共用施設整備事業)1件 ・文化庁(重要文化財等保存整備費補助金) 2件 ・中小企業基盤機構(企業家育成施設) 5件 ・21世紀職業財団(保育所) 16件 ・新エネルギー・産業技術総合開発機構(ESCO事業等) 5件 ・(財)化学技術戦略推進機構 1件	477件 約3万1千8百㎡ 主たる内容 ・教育研究施設 166件 118,600㎡ ・福利厚生施設等 57件 37,400㎡ ・宿泊施設 64件 94,200㎡
多様な財源を活用した整備手法による整備実績計 1,308件 約78万㎡(H18~21年度)	9. その他自己財源による整備
	206件 約4万3千㎡ 主たる内容 ・教育研究施設 35件 11,100㎡ ・附属病院 70件 7,600㎡
	10. 土地処分収入を活用した整備
	24件 約7万3千㎡ 主な内容 ・東京大学 海洋研究所移転整備 ・九州大学 伊都キャンパス移転整備
	11. PFI事業
	3件 主な内容 ・レンタルラボ(国費との合築) 3件

(文部科学省調べ)



東京芸術大学千住キャンパス（足立区）
（地方公共団体との連携）



群馬大学テクノプラザおおた（太田市）
（他省庁との連携）



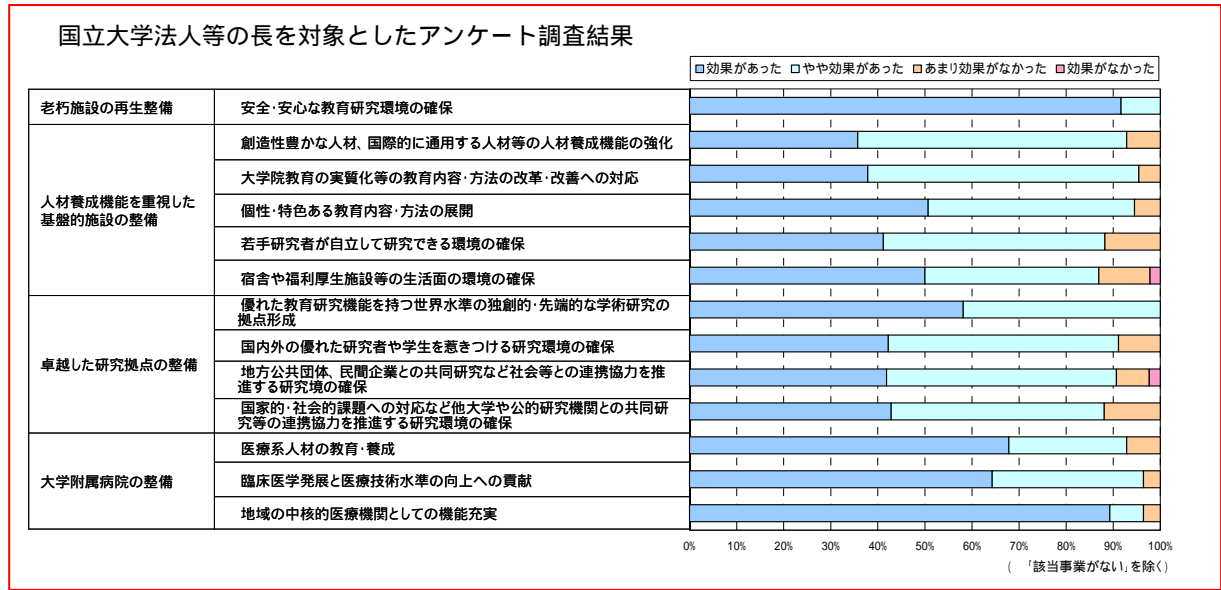
東京大学数物連携宇宙研究機構棟
（受託研究費(間接経費)による整備）

図表7 多様な財源を活用した新たな整備手法による整備の状況

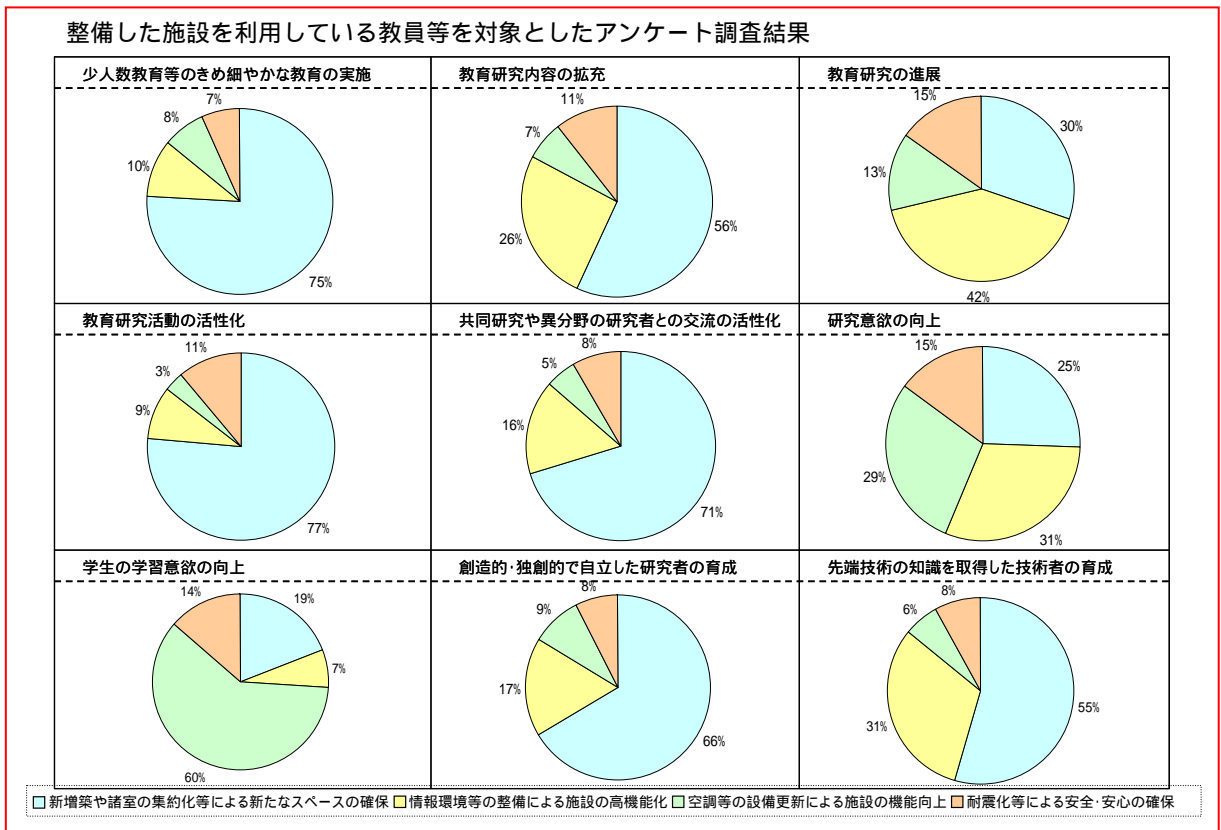
(3) 施設整備による教育研究等への成果・効果

第2次5か年計画において整備した施設による教育研究等への成果・効果

第2次5か年計画の期間中に整備した施設による教育研究等への成果・効果について国立大学法人等の長や教員等にアンケート調査を実施したところ、安全・安心な教育研究環境の確保や教育研究活動の活性化、研究意欲の向上、学習意欲の向上などについて「効果があった」などの回答が8割を超えており、教育研究等へ一定の効果が現れている。(図表8) また、成果・効果を発現するためには、新たなスペースの確保や情報環境・室内環境の充実・改善などの整備が有効であるとの回答が多く、様々な整備内容を目的にあわせ効果的に組み合わせる実施することが有効である。(図表9)



図表8 第2次5か年計画の期間中に整備した施設による教育研究等への効果



図表9 教育研究等への効果を発現するために最も有効な整備内容

教育研究等への成果・効果の具体的事例

第2次5か年計画の施設整備において、以下の事例のように教育研究等へ様々な成果・効果が現れている。(図表10)

- ・図書館の老朽解消において、ラーニングルームを設置したことにより、コンピュータを活用しながらの学術情報収集・整理等が可能となり学習効率が向上するとともに、グループ学習室を設置したことにより、少人数のディスカッションが可能となり学習効果が向上(群馬大学)
- ・研究スペースの不足を解消し安全な研究環境を確保することにより、新たな研究の展開が可能となり、国内外の研究機関と連携した共同研究が可能となる等、研究活動が活性化(広島大学)



図表10 施設整備による教育研究等への成果・効果の具体的事例

・老朽化・狭隘化した附属病院を再生することにより、高度先進医療の提供や患者プライバシーの確保が可能となり、手術件数が増加するなど地域の中核的医療機関としての機能強化や安全・安心な療養環境を確保(岡山大学)

施設の現状に関する満足度

一方、前述のアンケート調査において、第2次5か年の計画期間中に整備を実施した施設以外で現在保有している施設の満足度について調査したところ、国立大学法人等の長と教員等とともに、施設の面積(量)と機能(質)について全設問において満足度が低く、特に「教育研究の国際交流を推進するための施設」や「世界水準の学術研究の拠点となる施設」、「留学生宿舎」などについては「不満」などの回答が約8割となっており満足度が低い。(図表11)



図表11 整備を実施した施設以外で現在保有している施設の面積(量) 機能(質)の満足度

3. 国立大学法人等施設を取り巻く現状と課題

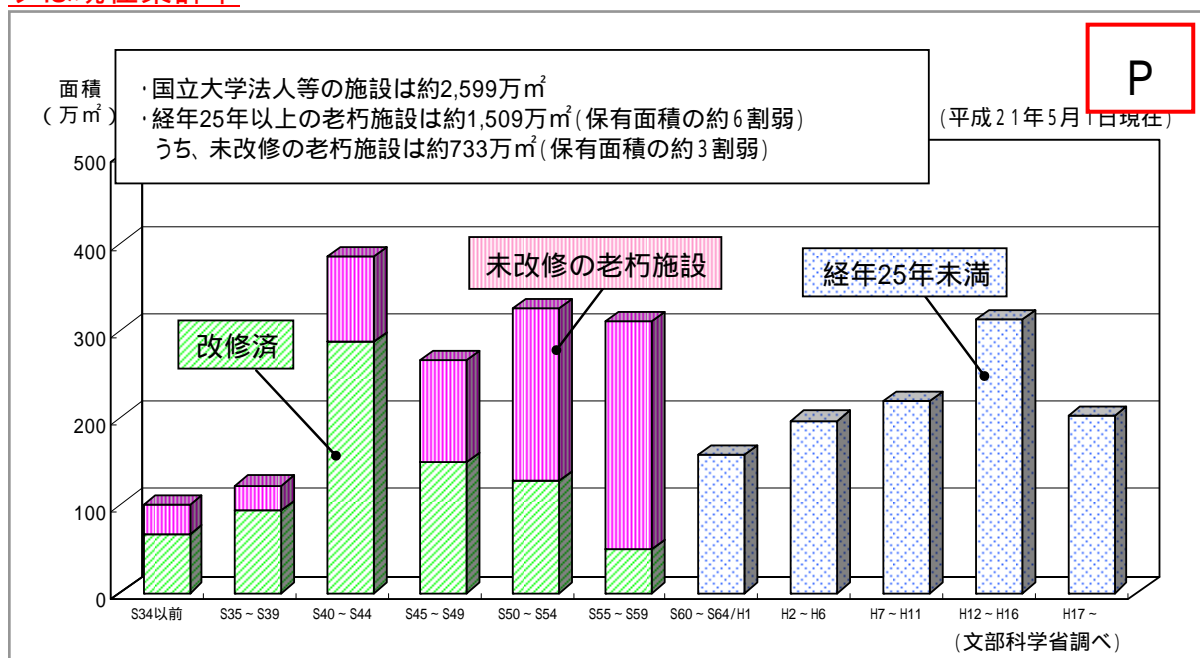
国立大学法人等施設は、第2次5か年計画に基づく重点的整備とシステム改革により整備が推進されてきた。

しかしながら、現在の国立大学法人等の施設においては、依然として様々な課題を抱えている状況が浮き彫りになっており、具体的には以下の問題が生じている。

(1) 老朽化の状況

老朽化については、第2次5か年計画策定時に重点的整備の対象外となった老朽施設に加え、その後の経年による新たな老朽化の進行により、今後の改善需要は増大することが見込まれている。

現在、国立大学法人等が保有している施設のうち、経年25年以上の老朽施設は約1,509.1万㎡(保有施設の約6割弱5.7%)存在し、平成22年度末における老朽施設の改善需要は約650.670万㎡(保有施設の約25.26%)になることが見込まれる。これら老朽施設においては、安全性・機能性の確保など早急に改善すべき課題を抱えている。(図表12-8) 平成22年度のデータは現在集計中



図表 12-8 国立大学法人等施設の経年別保有面積

安全面に関わる問題

国立大学法人等の老朽施設の大半は旧耐震基準¹⁰の設計であり、耐震性など構造上の問題を有している施設が多く、学生や教職員等の安全確保、地域の応急避難場所としての機能確保、これまで蓄積されてきた知的財産確保の観点からも問題がある。

耐震性については、大規模な地震等により倒壊等の危険性のある施設が依然として残っている状況であり、安全・安心な教育研究環境が確保されていない。一方で、今後も、日本全国で大規模な地震の発生が危惧される中、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく基本方針において、建築物の耐震化率を平成27年まで

¹⁰ 旧耐震基準：耐震設計基準は、昭和53年の宮城沖地震後の抜本的見直しを受けて、昭和56年に改正されており、改正前の耐震基準を旧耐震基準という。

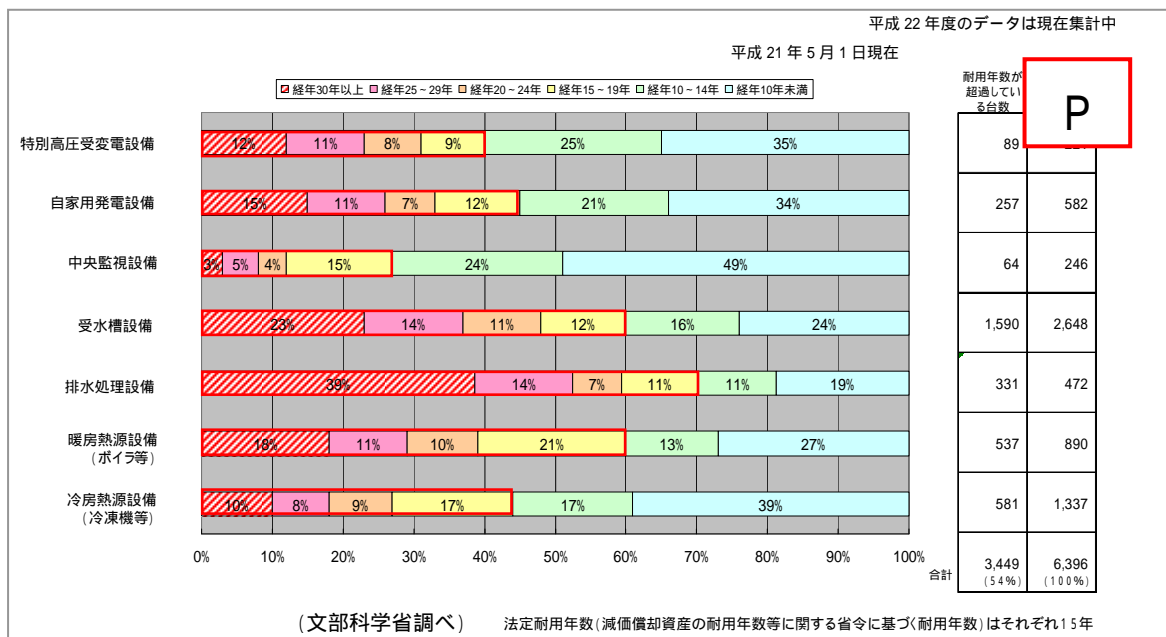
に少なくとも9割にすることが目標とされており、耐震化は引き続き政府全体で取り組むべき喫緊の課題である。

また、耐震性以外にも、施設の経年劣化により、外壁・庇の落下や、鉄筋の腐食・コンクリートの劣化による構造体としての強度の低下等、安全面に問題のある老朽施設が存在している。特に、経年50年以上でコンクリート強度の低い建物等、改修では建物の構造耐力の向上が困難なものも見受けられ、今後、建て替え（改築）の需要も増加することが想定される。

このほか、基幹設備（ライフライン）¹¹についても、法定耐用年数を超えるものの割合が高く、特に、受変電設備やガス等の屋外配管などの機能劣化により、人命に影響を与える重大な事故等が発生するおそれがある。（図表 13-9）



安全面に関わる問題
耐震性が確保されていない老朽施設や、今にも外壁等が落下しそうな老朽施設など、安全上問題のある危険な建物が数多く存在している。



図表 13-9 国立大学法人等における主な基幹設備の老朽化状況

¹¹ 大学等の教育研究に不可欠である電力、ガス、通信・情報、給排水、空調等の機能を維持するために必要となる建築設備の主要・幹線部分をいう。

機能面に関わる問題

教育研究の高度化・多様化や組織の見直し、プロジェクト研究の変更等に伴い、研究室や実験室等の利用内容・方法の変化が求められている中で、その空間構成がフレキシビリティに欠け、機能的・効率的になっていない施設が多く存在している。

また、実験研究上求められる室内環境（防音、防振、防磁、空調など）の不備や配管の腐食による水質の問題から、実験の精度に影響を及ぼす事例もある。

さらに、電力や給排水など基盤的供給設備の不備、容量不足により、実験研究内容の変化や実験機器の増設に対応できない、情報設備が不十分で多機能かつ高機能な教育が実施できないといった事例も発生している。

このように、施設の老朽化により、十分な教育研究活動が実施できないなど、教育研究を行う上で必要な質的機能が確保されていない施設が存在している。



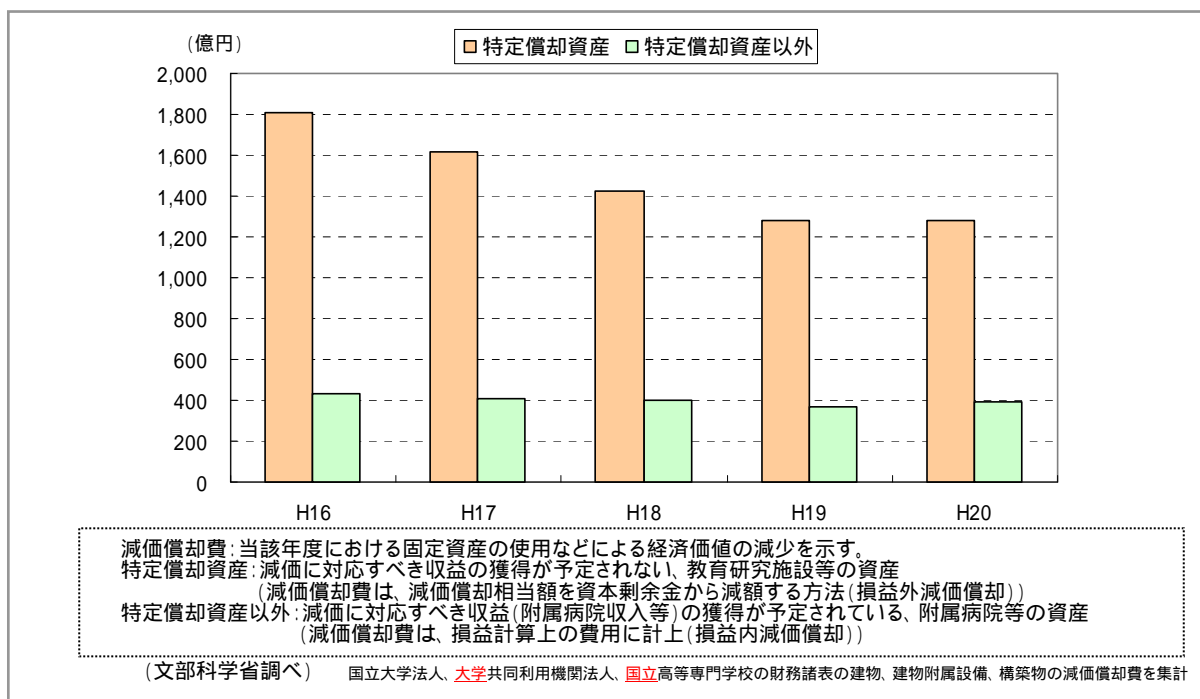
機能面に関わる問題

機能的・効率的な空間構成となっていないことにより、教育研究の高度化・多様化に対応できず、円滑な教育研究に支障が生じる状況が発生している。

資産価値に関わる問題

建物は経年により日々機能が劣化するものであり、老朽施設は毎年確実に発生し続けていく。そして、建物に付随する設備を含め、建物等の耐用年数を踏まえた適切な投資をしなければ老朽化が進行し、このような状態は、耐用年限を超えたものが増加するために、一般的に減価償却費の減少として表れてくると考えられる。

国立大学法人等の施設に係る減価償却費の状況をみると、教育研究に必要な基盤的施設の減価償却費が平成16年度から大幅に減少しており、少なくとも減価償却費相当額を超える設備投資を実施していかない限り、建物の資産価値は減少することとなる。（図表 1440）



図表 149 国立大学法人等の施設に係る減価償却費の推移

(2) 狭隘化の状況

近年の教育研究の進展に伴う各種研究設備の増加や、大学院組織の拡充、産学官連携の進展等により、国立大学法人等施設は著しい狭隘化に悩まされてきた。

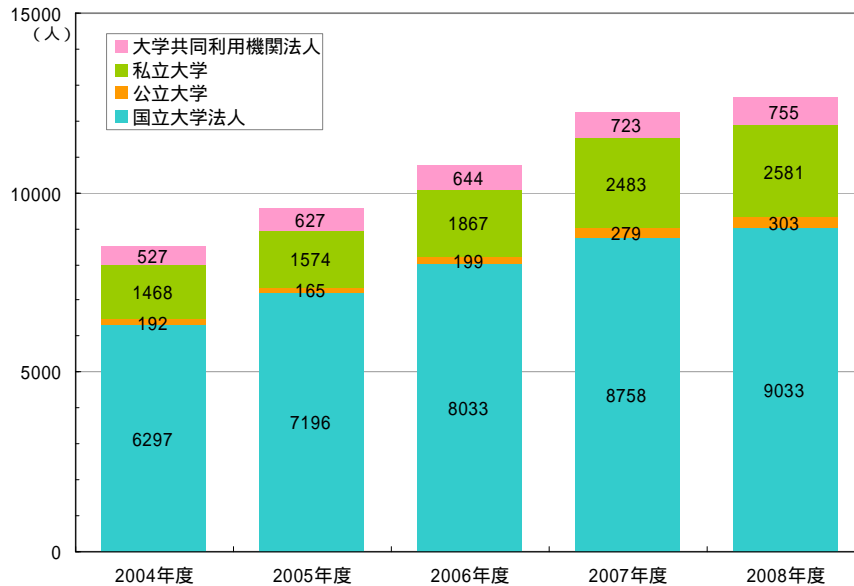
これまでも「国立大学等施設緊急整備5か年計画」等において、狭隘解消を重点的課題の一つとして位置づけ、緊急整備を図ってきたことにより、施設の保有面積は需要に応じて増加しているが、**現在の保有施設は教育研究を行うために必要とされる面積(必要面積)の約9割にとどまっている状況**であり、高度化・多様化する教育研究を十分支援できていない施設が存在している。

具体的には、薬品等を使用する実験室の中に研究者のデスクを並べざるを得ないといった劣悪な環境下において教育研究を強いられるなど、教育研究上著しい支障が生ずるとともに、実験の安全確保が懸念されるケースも見受けられる。

また、最近では、特に、外部資金の獲得によるプロジェクト研究等を実施している一部の大学において、**上記の必要面積では考慮されていない**ポストドクター¹²等の定員外の研究者等**が増加するなどにより**、狭隘化が進展している事例も見受けられる。新たに採用したポストドクター等の若手研究者に対する独立した研究スペースの支援状況をみると、国立大学**法人**の約63%が「なし」と答えており、これら若手研究者が研究に専念できる自立的な環境が整っていない状況も発生している。(図表 154)

¹² ポストドクター：Post-Doctoral Fellow の略。大学院博士課程修了者等を対象とした特別研究員のこと。

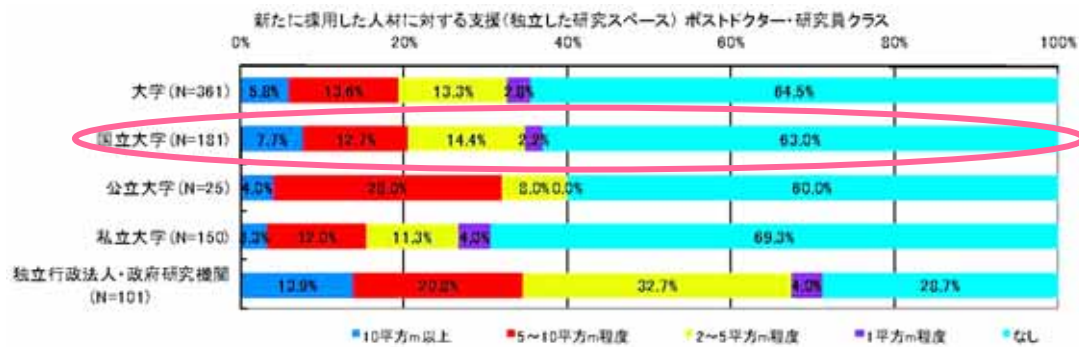
ポストドクター等数の推移



ポストドクター等とは、博士の学位を取得後、任期付で任用される者であり、大学等の研究機関で研究業務に従事している者であって、教授・助
准教授・助教・助手等の職にない者、独立行政法人等の研究機関において研究業務に従事している者のうち、所属する研究グループのリーダー・
主任研究員等でない者を指す。(博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学した者(いわゆる「満期退学者」)を含む。)

出典:「ポストドクター等の雇用状況・博士課程在籍者への経済的支援状況調査」文部科学省・科学技術政策研究所(平成22年4月)

若手研究者スペースの確保状況



出典:科学技術政策研究所「科学技術人材に関する調査(2009年3月)」より作成

図表 154 国立大学法人等施設の狭隘化関連の状況

(3) 病院再生整備の状況

大学附属病院は、将来の医療を担う医療人の教育・養成(教育研修機能)、臨床医学発展と医療技術水準の向上への貢献(研究開発機能)及び地域の中核病院としての質の高い医療の提供(医療提供機能)といった重要な役割を担っている。

このような使命を果たすためには、その基盤となる施設が、医療の高度化や地域医療に対する機能強化等に対応することが極めて重要であるが、施設の老朽化等に伴い、先端医療機器の導入の困難、患者の療養環境の悪化によるサービスの低下、医療従事者の労働環境の悪化及び経営の非効率等の状況が発生している。

大学附属病院は、建物自体の老朽化のみならず、最先端医療に適さない旧来の病院施設を多く抱えており、順次再開発整備を行っているが、42大学附属病院中、再開発整備中が26病院、再開発未着手が6-7病院あり、適切な教育研究活動や医療活動等を行えない状況が多く残っている。

(4) 地球環境問題への対応

環境問題は人類の将来の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題であり、とりわけ、地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も深刻なものの一つとして、世界規模の喫緊の課題となっている。

こうした中、平成20年から始まった京都議定書¹³の第1期約束期間の目標達成に向けた取組が求められるとともに、我が国として2020年に温室効果ガスを1990年比で25%削減するとの目標¹⁴を掲げており、低炭素社会の実現に向けた取組を一層推進することが求められている。「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月閣議決定)において、2050年までに温室効果ガスを現状から60～80%削減することが定められた。また、本年6月には、我が国として2020年に2005年比15%削減するとの中期目標が掲げられ、本年12月の気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)でのイニシアティブを発揮することが期待されている。

さらにまた、国内における法的枠組みとしては、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」¹⁵や「地球温暖化対策の推進に関する法律」¹⁶が改正されるなど、大学等も含めて各事業者に対して必要な対策を講じることが求められている。

一方、全国の学校施設に起因するCO₂排出量の大半は大学施設から排出されており、有識者が行ったマクロ推計に基づけば、2050年における学校施設からのCO₂排出量は、現在の標準的な省エネ対策などを実施するだけでは基準年(1990年)比で、約10%増加する可能性が示されており、学校施設はCO₂排出抑制のための一層の対策を講じていかなければならない。(図表162)

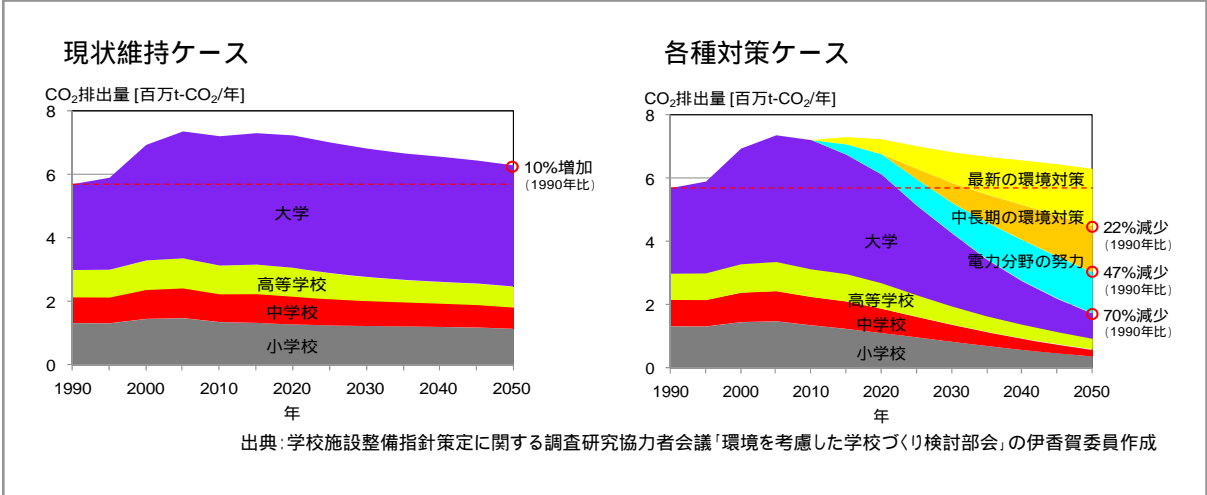
しかしながら、地球温暖化対策に関する計画を策定済みの国立大学法人等は約半数にとどまっているとともに依然として約3割程度あり、また、施設の状態をみるとについても、平成22年度末において経年劣化等により省エネ性能の著しく低い未改修の老朽施設が約650万㎡670万㎡存在して見込まれている。世界が地球環境対策に力を注いでいる中で、我が国の国立大学法人等においても、遅れを取ることなく、積極的な対策を講じるべき状況にある。

¹³ 2005年(平成17年)2月に、「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づく、京都議定書が発効され、同議定書では、我が国の温室効果ガスの総排出量について1990年を基準として、2008年から2012年の平均値で6%削減が法的拘束力のある約束として定められた。

¹⁴ 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年に、温室効果ガスを1990年比で25%削減するとの目標が掲げられている。

¹⁵ 平成20年5月30日改正。関連する主な改正事項：事業者単位のエネルギー管理義務の導入(個々の事業場単位から事業者単位へ改正)や、建築物に係る省エネルギー措置の届出義務の対象拡大(中小規模の建築物も対象[2,000㎡以上から300㎡以上])など

¹⁶ 平成20年6月13日改正。関連する主な改正事項：事業者単位での温室効果ガス排出量の算定・報告の導入(個々の事業所単位から事業者単位へ改正)、排出抑制指針の策定(事業活動に伴う温室効果ガス排出抑制のために必要な措置を提示)など



図表 162 CO₂ 排出総量のマクロ推計

(5) 政策的な課題、社会的な要請への対応

世界の様々な状況が大きく変わる中、国立大学法人等を取り巻く状況も変化し、新たな課題が生じているとともに、社会的に大きな役割が求められている。

例えば、留学生の増加などの高等教育のグローバル化への対応や、「リーディング大学院」構想の推進、世界をリードし将来の技術革新を生む基礎科学力の強化、深刻な医師不足や周産期医療等地域医療への対応など、様々な政策課題がある一方、前述の地球温暖化対策をはじめとする地球環境への配慮や、社会貢献・国際貢献の推進、教育・研究分野における男女共同参画の推進など、社会的に果たすべき役割が突きつけられている。

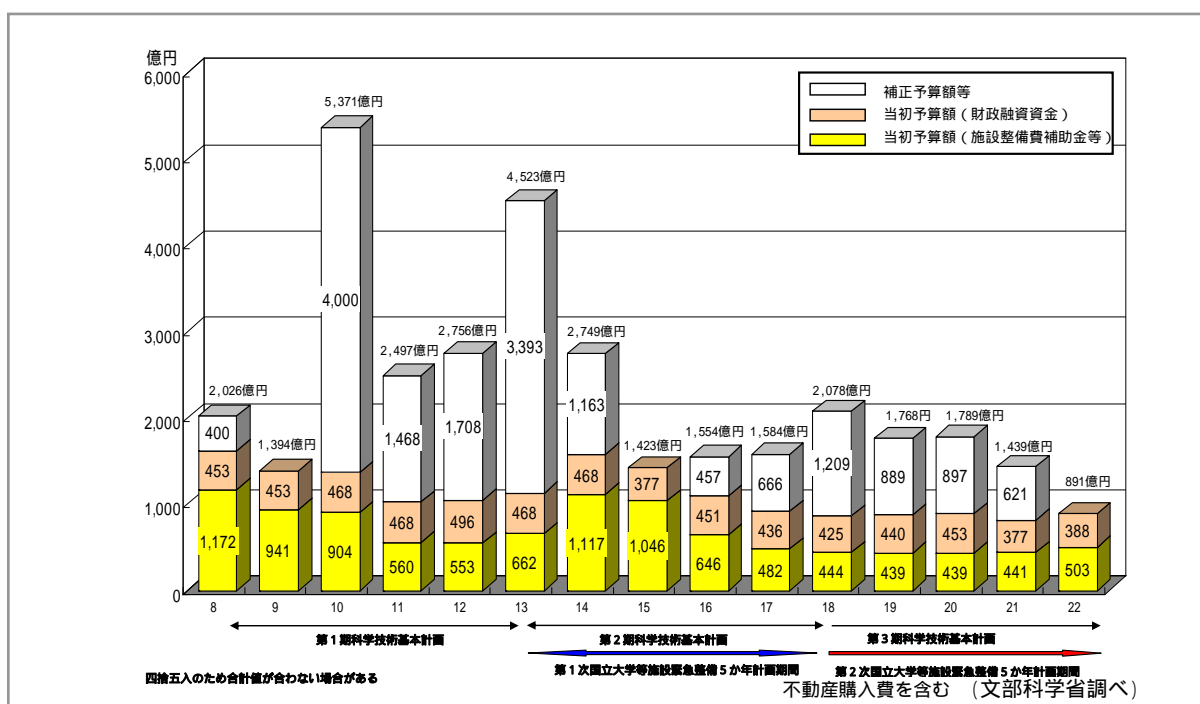
さらに、国内外の状況が急速に変化し、社会構造全体が大きな変革期を迎えている中で、大学教育全体の在り方について見直すべき状況にあることから、中央教育審議会大学分科会において、人口減少期における我が国の大学の全体像など「中長期的な大学教育の在り方」について検討が行われている。これらの検討を踏まえつつ、今後の施設整備の在り方や中長期的な対応方策を検討していく必要がある。

(6) 財政上の課題

国立大学法人等施設整備費については、国の厳しい財政状況の中、近年、毎年度当初予算は減少傾向でありしており、補正予算において緊急を要する整備に対応してきているものの、施設整備費は需要に比べ絶対的に不足¹⁷しており、計画的かつ十分な施設整備を行うことが困難な状況となっている。(図表 173)

また、病院の施設の整備は主に長期借入金で行われており、診療報酬の減額改訂等により、平成 22 年度の診療報酬改定により病院の診療収入は増加する見込みではあるものの、その償還に対するは依然として大きな負担が増大しとなっている。

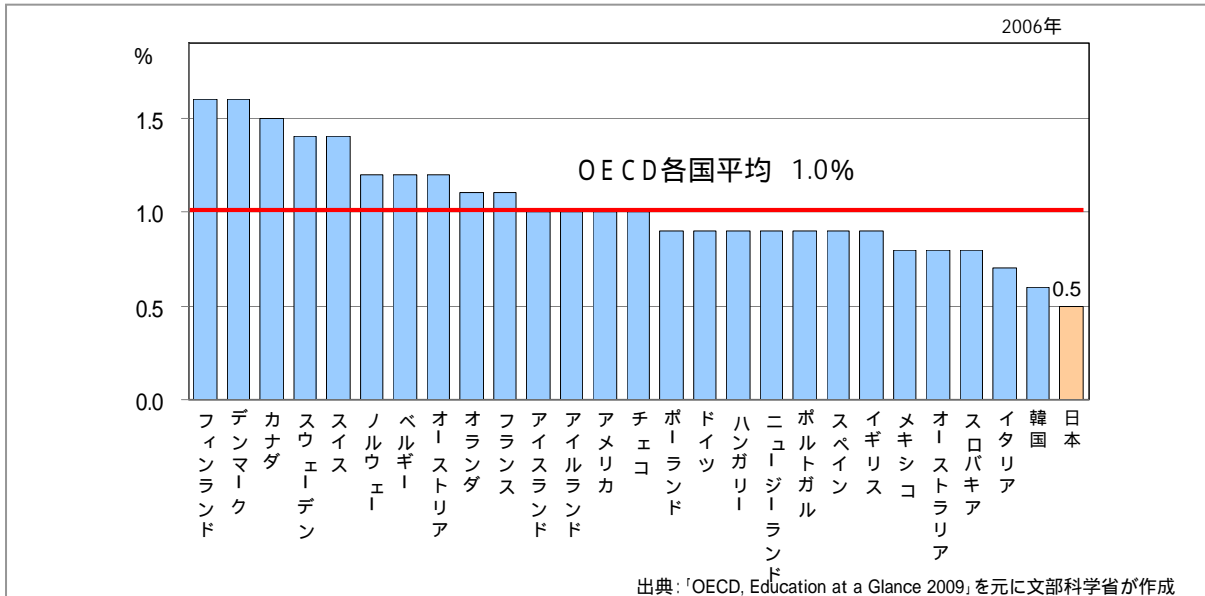
さらに、現下の厳しい経済状況等から、産業界等との連携等による財源の確保も厳しい状況が生じており、各法人の自助努力による施設整備に困難が生じる事案も想定される。



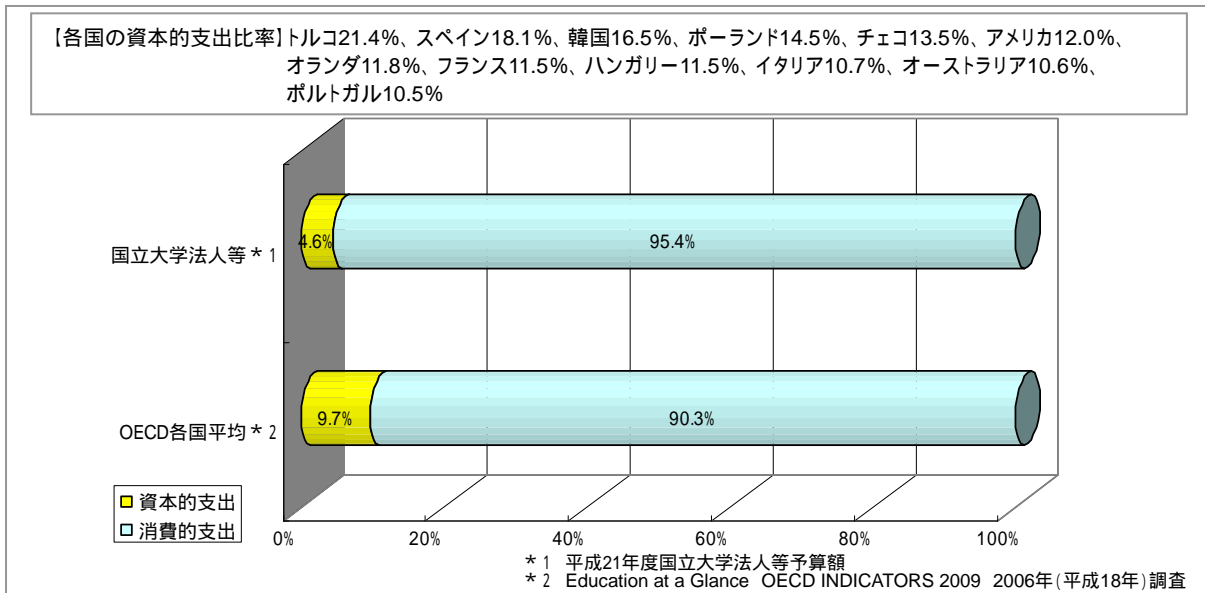
図表 173 国立大学法人等施設整備費予算額の推移
¹⁷ 国立大学法人等の施設を維持するための改修や改築の費用だけでも毎年約 2,200 億円以上の予算が必要であるという試算もある。

(7) 諸外国の状況における大学施設の戦略的整備

我が国の国内総生産(GDP)に対する高等教育への公財政支出割合(0.5%)は、OECD各国平均(1.04%)の1/2以下となっており、OECD加盟国の中でも最低水準となっている。その上、国立大学法人等の平成21年度予算における資本的支出(施設設備等に対する支出)比率に着目しても、OECD各国平均(9.75%)の更に1/2以下程度(4.69%)であり、欧米諸国よりも低い割合となっている。(図表184、図表195)



図表 184 高等教育機関に対する公財政支出の対GDP比のOECD各国比較



図表 195 高等教育機関に対する公財政支出に占める資本的支出の割合

また、欧米の先進国においては、国が積極的に高等教育や科学技術政策に対する戦略的な投資を図っており、その基盤となる大学等のキャンパス整備に対しても重点的な投資を図っている国も多い。

例えば、米国においては、高等教育機関の施設整備は各州の裁量にゆだねられており、連邦政府は関与しないことが原則とされているが、中国やインドの急速な経

済発展等により国際競争がますます激化する中で、競争力優位を確実なものとするため、2007年8月、研究開発によるイノベーション創出の推進や人材育成への投資促進、及びこれらのための政府予算の大幅増加を一体的に取りまとめた競争力強化法¹⁸が成立した。また、オバマ大統領の基本方針では、雇用の急速な創出と長期的な成長を目指す「アメリカの回復と再投資計画」¹⁹を推進するため、大学施設の整備を含めた戦略的投資を行うことが掲げられており、これに伴う予算措置もなされている。

英国においては、高等教育機関への支出抑制が続いた結果として高等教育機関の質が劣化したことを受け、1997年に高等教育の拡大や高等教育財政の改善を勧告した「デアリング報告」²⁰において、20年後の高等教育の発展のために多額の追加資金が必要なものとして、「建物の改修と陳腐化した設備の更新」をあげており、以降、本報告等に基づき、高等教育に対する国の支出を増大するとともに、より本格的な施設設備整備のための資金交付が戦略的な計画の下で行われている。開始された。

フランスにおいては、大学施設が老朽化し現代の教育研究に対応しておらず、学生にとって魅力あるキャンパスとなっていないこと等が指摘され、2008年2月、サルコジ大統領の強い意向の下、大学キャンパスを刷新することにより、国内外の優秀な人材を惹きつけ大学の活性化を図るとともに、優れた教育研究によりフランスの大学を世界最高レベルに引き上げることを目的とした「オペレーション・キャンパス」プロジェクトを創設し発表し、総額50億ユーロ（約6,150億円~~8,000億円~~²¹）の財政支援を行うこととしている。

ドイツにおいては、2005年の連邦制度改革により、連邦と州の「共同任務」とされていた高等教育が州の管轄となったが、国として移行措置による補償や大型の研究施設等に対する支援を行うとともに、例えば、ノルトライン＝ヴェストファーレン州では高等教育の施設整備に関し、2009年から2015年までで総額50億ユーロ（約6,150億円）の投資を行うなど、各州においても重点的な投資が図られている。2006年1月、連邦と各州との間で、高等教育機関の人的・物的・空間的な収容力の拡大を含む「大学協定2020（Hochschul Pakt 2020）」を合意し、重点的な投資を図っている。

このほか、欧米諸国のみならず、韓国や中国、タイ、マレーシア、シンガポール、やインドなどのアジア諸国においても、国際競争力の推進等の観点から、高等教育やその基盤となる施設の整備に対する重点投資を図っており、殊に、中国では、国主導で各種プロジェクトを掲げ、世界レベルの大学建設のための重点政策を実施してきている。（図表20）

一方で、施設の質的水準に目を転じると、各国の高等教育における施設整備の制度や規模などは異なり、厳密な比較は困難であるが、国立大学法人等施設の質的水準は、近年整備された施設を除き、世界の主要大学の施設水準と比べて劣っていると指摘もあり、今後、各国の制度等も含め、広く実態を検証していく必要がある。

¹⁸ The America Creating Opportunities to Meaningfully Promote Excellence in Technology, Education and Science Act

¹⁹ American Recovery and Reinvestment Plan, 2009年1月

²⁰ デアリング報告（通称）... "Higher education in the learning society", National Committee of Inquiry into Higher Education, 1997年7月

²¹ 1ユーロ = 123460円（当時）で換算。



英国

1997年、高等教育の拡大や高等教育財政の改善を勧告したデアリング報告を受け、**定常的な交付金に加え、別途、施設整備に特化した「就学・教育・研究・基盤施設設備整備交付金」を導入**。また、寄付金の額に応じて政府が助成を行う**マッチング・ファンド政策を実施**。



フランス

国内外の優秀な人材を惹きつけ大学の活性化を図るとともに、フランスの大学の競争力を高め、世界最高レベルに引き上げることを目的として、2008年より**「オペレーション・キャンパス計画」を実施し、10プロジェクトに財政支援**。同計画のために、およそ**50億ユーロ(約6,150億円)を支出**。



ドイツ

(連邦政府)
高等教育は州の管轄となったが、移行措置として施設設備の整備に特化した財政支援として、2013年まで年間およそ10億ユーロ(約1,230億円)の支援を実施。
(ノルトライン＝ヴェストファーレン州)
州内33大学の近代化を図るため、2009年から2015年までに約50億ユーロ(約6,150億円)を投資。



米国

(連邦政府)
2009年の緊急経済復興策の中で、各州の教育機関に対する施設設備投資を目的とする臨時教育予算を措置。
(ニューヨーク州)
1998年より**施設整備投資5か年計画を導入し、単年度予算から複数年度予算に移行**。



フィンランド

政府は大学へ積極的な寄付金集めを奨励。各大学ごとに寄付金の目標額を設定し、目標を達成した場合は、集めた**寄付金1ユーロにつき、政府が2.5ユーロの報奨金を支払うこと**を約束



カナダ

カナダ経済アクションプランのひとつであるKIP(知識インフラプログラム)(2009-2010)において、連邦政府がインフラ整備を目的とし直接的に支援。補助金額は**連邦と州を併せて50億カナダドル(約4,400億円)を措置**。



中国

「211工程」に基づき、**100程度の高等教育機関や重点先行分野に投資**、1996年から2010年までに中央政府として**100億元(約1,500億円)を措置**。また、「985工程」に基づき3年間で**2大学に18億元(約270億円)を措置**。



韓国

政府は2007年に**「国立大学施設拡充のための計画」を樹立し**、高等教育機関における**施設整備費は増加の傾向**にある。(2006年と比較して2009年予算は45%増加)



インド

連邦が定める政府全体の5か年計画の枠組に従って各大学に対し、開発資金と運営資金の配分を実施。第10次計画(2001-2006)に比して、**第11次計画(2007-2011)では高等教育予算を大幅に増加**。(第10次と比し第11次は5.7倍増)



タイ

1兆7,000億バーツ(約4兆7,260億円)の国家予算のうち、**高等教育機関の施設整備に72億バーツ(約200億円)の支援を行う**など、手厚い予算措置を実施。



マレーシア

国立大学の施設整備を含む公共投資に関わる事項は、**政府がまとめる「マレーシア計画」に位置付けられ**、第9次計画(2006-2010)における施設整備費として**150億RM(約3,900億円)を計上**。



シンガポール

新築の施設整備に関する資金として配分される補助金に加え、既存施設についても**将来の建替えに要する資金を「積立基金」として政府が分割して毎年補助**。大学は改修費としての使用や、基金としての運用等が可能。



オーストラリア

施設整備合同基金(CDP)において2010年～2011年に7,100億豪ドル(約51億円)、研究基盤整備一括助成金(RIBG)において2008年は2億800億豪ドル(約150億円)を措置。また、**高等教育機関の施設の整備・向上のために、新たに110億豪ドル(約7,920億円)の教育投資基金を設立**。



ミシガン州立大学(米国)
バイオメディカル棟、学生の学習スペース

上海交通大学(中国)
キャンパス全景(模型)

マラヤ大学(マレーシア)
建設予定の施設

図表 20 諸外国における大学施設整備に関する政府の取組

1. 今後の国立大学法人等施設の目指すべき姿

国内外の状況が急速に変化し、社会構造全体が大きな変革期を迎えている中、国立大学法人等に対する期待と要請は極めて大きくかつ多様となっている。

このような状況の中、各法人は、一層の個性を発揮することが求められており、施設に関しても、今後さらに個性化・多様化する教育研究活動等に適切に対応していくことが求められる。

このため、国立大学法人等に求められている多様な機能を踏まえた施設の在り方を検討した上で、各法人の個性を支える、きらりと光る夢のあるキャンパスとなっていくよう、施設のビジョンを示すことが必要である。

以下、国立大学法人等に求められる機能を踏まえた施設の目指すべき姿を示す。

(1) 教育機能の発展（「知」の創造等に貢献できる人材の育成）

大学等は、我が国の社会を支え発展させ国際社会をリードする人材、「知」の創造等に貢献できる人材等を育成するために、教育機能の充実・発展を図る必要がある。また、より実践的な知識・技能及びその高度化を図り、高度な実践的・創造的技術者の養成も求められている。このため、学生の視点を重視しつつ、今後ますます高度化・多様化する教育内容等に対応した施設が求められる。

多様な教育研究ニーズへの対応

- ・一斉授業や少人数教育等の実施、学部・学科の壁を越えた特色ある教育の展開等、高度化・多様化する教育内容・方法等に機動的に対応できるフレキシビリティの高い学習空間の確保が求められる。
- ・マルチメディア教材の活用やインターネット等の情報通信システムを活用した双方向型授業等、情報システムを活用した授業等の展開に対応するための情報基盤の充実が求められる。

高度で専門的な教育研究ニーズへの対応

- ・実践的・創造的な技術を身につけるための実験・実習環境の整備など、高度で専門的な教育研究に対応した施設環境の整備が求められる。

世界的な教育拠点の形成への対応

- ・成長分野等で世界を牽引するリーダーを養成する「リーディング大学院」の形成等に対応した施設整備が求められる。

— 豊かな教育環境の確保（学生支援環境等の充実）

- ・学生等の視点に立ったキャンパス環境の充実が必要であり、図書館機能の充実や自学自習の場、課外活動の場等を充実するとともに、知的創造活動を促す多様なコミュニケーションを図ることができる空間の確保など学生支援環境の整備が求められる。
- ・学生や教職員が集い安らぎ、豊かな知性と感性を育むことができるような、快適で豊かなキャンパスアメニティの形成に配慮が求められる。

— 大学間連携の推進

・質の高い教育を提供するために他大学との連携を強化するための「教育関係共同利用拠点」の形成に対応し、必要な機能の充実を図ることが求められる。

(2) 研究機能の発展（卓越した研究拠点形成、優れた研究者等の育成）

大学等は、学術研究の拠点として、イノベーションを創出する人材の育成機関として重要な役割を担っている。研究機能の発展を図るためには、プロジェクト研究の増加や研究領域の融合化等への適切かつ柔軟な対応が求められる。また、他方で、大型の研究設備を導入する場合等には、施設と研究設備を一体的に整備するという視点が必要である。

卓越した研究拠点形成、イノベーション創出への対応

- ・世界水準の卓越した学術研究の実施や大規模な拠点形成プロジェクトに伴い、国内外の優秀な研究者等や先端的な研究設備等の集積に対応できる環境を確保することが求められる。

プロジェクト研究等への対応

- ・様々なプロジェクト研究等に伴うポストドクターやプロジェクト研究員等の研究者が自立して研究に専念できる環境の整備や、大型の研究設備の整備に対応することが求められる。
- ・弾力的に利用可能なスペースの確保や学内研究施設の共同利用に加え、実験施設における安全性確保や運用体制の確立等が求められる。

共同利用・共同研究の推進への対応

- ・個々の大学の枠を越えて大型の研究設備や大量の資料・データ等を全国の研究者が共同で利用する「共同利用・共同研究拠点」の形成に対応し、必要な機能の充実、研究者交流スペースの確保等を図ることが求められる。

(3) 産学官連携の強化（産業界等との連携による社会貢献と教育研究の活性化）

大学等は、イノベーションを創出する「知」の拠点として、産学官連携を戦略的に展開していくことが求められており、大学等と企業等が一層の連携を深め、増加する共同研究等に対応していくためにも、多様な形態による施設の整備に取り組む必要がある。

地方公共団体、企業等との連携・協力と多様なスペース確保の取組

- ・地方公共団体や企業との連携等を強化した産学官連携機能が必要であり、弾力的・流動的に使用できる共用の研究スペース等、プロジェクト型の研究活動に対応できる施設整備が求められる。その際、状況に応じ、地方公共団体や企業等による大学内での施設整備や、寄附建物との合築整備、大学キャンパス外でのスペース確保など多様な手法による整備の推進が求められる。

産学官連携の特性への配慮

- ・産学官連携の際の機密情報の管理の徹底、多様な形態での共同研究の実施等に適切に対応していくことが必要であり、セキュリティ機能の強化に加え、レンタルラボ等柔軟なスペースの確保等が求められる。

(4) 地域貢献の推進(地域における知識・文化の拠点、地域連携の中核的施設)

大学等は、地域における知的・文化的中心として、地域の様々な人材を受け入れるとともに、教育研究活動等の成果を広く社会に開放し、地域社会の活性化に貢献していくことが求められており、施設に関しても、地域連携を一層進め、地域貢献に資するものとしていくことが求められる。

地域・社会との共生

- ・大学等のキャンパスは地域の中核的な施設であるため、緑の空間や地域の町並みとの調和など、周辺環境との調和に配慮したキャンパスづくりが求められる。
- ・地方公共団体やNPO等の地域振興に関する政策等と連携し、大学等を核としたまちづくりを進めていく視点も求められる。

生涯学習機能の充実

- ・生涯学習の場として、地域住民や社会人、高齢者等多様な利用者に配慮した施設づくりとともに、他の公共施設等との連携や相互の有効活用、情報ネットワークの構築等、地域への貢献を支える施設機能の充実が求められる。

地域医療の拠点形成への対応

- ・大学附属病院は、地域医療の最後の砦として中核的な役割が期待されているため、地域医療その機能を強化し高度で先端的な医療機能を有した大学附属病院施設の整備が求められる。

安全性等への配慮

- ・開かれた大学等として、また、地域の防災拠点として地域住民等に安全で利用しやすいキャンパス環境を確保することが必要であり、地域の利用を考慮したバリアフリー対策や、防犯や事故防止等への対策、防災機能の強化など、公的施設としての社会的責任を踏まえた整備が求められる。

(5) 国際化の推進(国際的な教育研究・交流拠点形成)

大学等は、高等教育の国際化に積極的に取り組み、我が国の国際競争力強化に貢献していくことが求められており、大学等の施設は、国際的な教育研究の交流拠点、留学生の受入れ促進や国際的に通用する人材育成の拠点として、必要な機能を発揮することが求められる。

キャンパスの国際化

- ・海外から広く優秀な教育者・研究者等を集わせ、大学等の教育研究機能を高めるためには、キャンパスが国際化に対応し、海外の大学と比肩できる魅力あるキャンパス環境を確保していくことが求められる。

留学生、外国人研究者等への対応

- ・「留学生30万人計画」等による留学生の増加に伴い、留学生を惹きつける魅力ある大学づくりと受入れ体制の整備が必要であり、教育研究スペースや国際交流スペースの確保とともに、留学生宿舎等の生活支援施設の確保等が求められる。また、外国語の標識等の設置等、留学生の利便性の向上に配慮すること

が求められる。

(6) 地球環境問題への貢献（環境負荷低減による持続的発展社会の実現）

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築に向けた具体的な行動が求められている中、大学等は、環境への負荷が少ない持続的発展が可能なキャンパスへ転換していく必要があり、省資源・省エネルギー・地球環境保護負荷の低減に一層貢献するとともに、それらを通じて地域や国際社会に貢献していくことが求められる。

地球温暖化対策等のモデルとなるキャンパスづくり

- ・経年劣化等により省エネ性能の低い老朽施設の再生や基幹設備の更新等を行う際に環境負荷の低減に配慮した対策を講じるなど、地球環境に配慮した整備が求められる。
- ・地球環境の保全と形成の観点から、キャンパス内の緑の空間の充実や地域の景観形成への配慮が求められる。
- ・環境への負荷が少ない持続的発展が可能なキャンパスづくりを進めていくためにライフサイクルを通じた総合的な環境対策を講じていくことが求められる。

省エネ活動と一体的な環境対策の推進

- ・長期的展望のもと、省資源・省エネルギーに関する管理運営面での積極的な取組とあわせて、地球環境に配慮したキャンパスづくりを進めていくことが求められる。

(7) キャンパス環境の充実（個性豊かで魅力ある大学づくり）

キャンパスは大学等の顔であり、学部・学科の特性や地域性、歴史や伝統を象徴する存在である。個性豊かな大学づくりを進め、学生たちが将来有為な人材として日々充実したキャンパスライフを送るためにも、魅力あるキャンパス環境を充実していくことが求められる。

キャンパス環境の調和、個性化

- ・学問の府にふさわしい調和のとれたキャンパス環境とする必要があり、伝統的・歴史的建物の保存活用等、歴史と文化を育み伝統を継承するとともに、大学等の顔、地域のシンボルとしてふさわしい風格ある施設づくりが求められる。
- ・適切な緑地・広場等の屋外環境の整備とともに、キャンパス美化等の取組の推進など、キャンパスの利便性や快適性の向上が求められる。

キャンパスライフを支える施設の充実

- ・学生の交流等を活性化し、教育研究への支援を充実していくために、キャンパスライフを支える共用施設、福利厚生施設等の充実を図ることが求められる。
- ・ユニバーサルデザインの導入、夜間利用への配慮、保育室の確保など、障害者、外国人研究者や留学生、社会人学生など多様な施設利用及び男女共同参画の観点を考慮したキャンパス計画が求められる。

今後、国立大学等施設の整備充実を図っていく際には、これらの機能等を踏まえつ

つ、各法人がそれぞれの地域や社会等の期待に応えながら、各々の個性や特色を踏まえたキャンパスづくりを進めていくことが求められる。

現在、中央教育審議会大学分科会において、大学の機能別分化の促進や大学間のネットワークの構築についての議論が進められていることを踏まえ、各法人における機能別分化や大学間のネットワークの構築に対応した施設整備の在り方について、更に検討していくことが必要である。

2. 施設整備における国と国立大学法人等の役割

国立大学法人等の制度設計において、その施設整備は、「国家的な資産を形成するものであり、毎年度国から措置される施設費をもって基本的な財源とするが、財源の多様化や安定的な施設整備、自主性・自律性の向上等の観点から、長期借入金や土地の処分収入その他の自己収入をもって整備することを可能とする」²²こととされた。

「第2章 1. 法人化以降の施設整備」で述べたように、国と国立大学法人等は適切な役割分担のもと、施設整備を推進してきた。こうした国と国立大学法人等における役割分担は、国立大学法人等が第2期中期目標期間が**始まったを迎える**現在も、基本的には変わるものではないが、法人化以降の状況の変化等を踏まえ、今一度、施設整備における国と国立大学法人等の役割を以下に示す。

(1) 国の役割

国立大学法人等の施設整備は国家的な資産を形成するものであり、計画的・持続的な整備が求められることから、国は、第2次5か年計画に引き続き、今後もこれに代わる国立大学法人等全体の施設整備**計画方針**を策定する必要がある。

国が措置する施設整備費補助金は、国立大学法人等施設の整備のための基本的財源であることから、国は、各国立大学法人等の業務に必要な施設整備について、所要の財源の確保に努めるべきである。

国は、国立大学法人等の施設整備を効果的・効率的に進める観点から、**施設整備の方針において**国による支援の在り方を明確化するとともに、各法人における円滑な実施に資する支援を行う必要がある。

また、現在、独立行政法人国立大学財務・経営センターが行っているう施設費貸付事業、施設費交付事業は、国立大学法人等の施設の老朽化が進む中、多様な財源を確保する上で欠かすことのできないものであり、国の措置する施設整備費補助金の一体的な事業として、国立大学法人等施設の整備を計画的かつ効率的に進めていく上で不可欠であり、これらの事業の今後の取扱いについては、行政刷新会議における事業仕分けの結果等を踏まえつつ、円滑な施設整備に支障をきたさないよう、慎重な検討が必要である。引き続き国と連携を図りつつ実施するべきである。

さらにまた、施設整備費補助金の措置に当たっては、適切な評価に基づく事業採択を実施することにより、事業の必要性・緊急性はもとより、そのプロセスの客観性・透明性を確保するなど、国民への説明責任を果たす必要がある。

システム改革においても、国は、各法人における施設マネジメントの取組をより一層円滑に進めるために必要な支援を行う必要がある。また、寄附や地方公共団体・企業との連携による整備等、各法人における多様な財源の活用を円滑に進

²² 「新しい『国立大学法人』像について」（平成14年3月_国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議）から引用

めるために必要な環境整備を行う必要がある。

さらに、国立大学法人等の施設整備に関する必要性について、国民の理解と支持を高めるため、積極的な理解促進活動を行うことが必要である。

(2) 国立大学法人等の役割

国立大学法人等は、アカデミックプランや経営戦略等を踏まえつつ、秩序ある施設整備を進めるため、長期的な視点に立ったキャンパス全体の整備計画を策定するとともに、当該計画に基づいた計画的な施設整備を行うことが必要である。

国立大学法人等は、国の整備方針を踏まえた施設整備費補助金による整備に加えて、自らの経営判断により、寄附や地方公共団体・企業との連携などにより、主体的に多様な財源を活用した施設整備を行うことが必要である。

システム改革においても、国立大学法人等は、施設の適切な維持保全を行うことにより、施設を長期間にわたり使用し、キャンパス全体を良好な環境に維持していく必要がある。また、トップマネジメントの一環として、経営的な視点に立った施設マネジメントを一層推進していくことが重要である。

さらに、国立大学法人等は、入札及び契約手続きの適正化等、施設整備事業の競争性、透明性を確保することにより、国民への説明責任を果たす必要がある。

このほか、国立大学法人等は、多額の公的な資金が投入されていることを十分認識し、施設整備による教育研究等への効果・成果について、国民に対する積極的な情報提供、理解促進を図っていくことが求められる。

国立大学法人等の施設整備に当たっては、上述のように、国と国立大学法人等とが各々の役割を適切に果たしつつも、~~着実な施設の整備充実を遂げ~~より効果的・効率的かつ着実な整備を進めていくために、より一層連携・協力を強化していくことが求められることにも留意することが必要である。

第4章 今後の国立大学法人等施設整備における中長期的な対応方策

前述の施設の現状と課題、施設整備の在り方を踏まえ、計画的な施設整備を推進するために国及び国立大学法人等が講じるべき中長期的な対応方策を整理するとともに、近年の厳しい財政状況等を鑑み、次期5か年間（平成23～27年度）において重点的に整備すべき課題等を整理する。

1. 長期的視点に立った整備の重要性

今後の国立大学法人等の施設整備については、「知」の拠点としての新たな価値の創造を目指し、前述の施設の現状と課題や、施設整備の在り方を踏まえ、施設面におけるシステム改革に積極的に取り組みながら、重点的・計画的整備を進める必要がある。

国立大学法人等は改善を要する老朽施設を多数抱えており、厳しい財政状況の中で、今後も定常的に発生していく老朽施設に対して、効果的・効率的に更新・保全を施していかなければならない。一方、国立大学法人等の施設を維持するための改修や改築の費用だけでも毎年約2,200億円以上の投資が必要であるという試算もあり（参考資料7）。安定的な整備を確実に実現するためには、施設整備予算の充実が不可欠である。

以上を踏まえ、長期的には既存ストックの安定的な維持管理・更新を実現可能にすることを前提とした上で、効果的・効率的に施設の質的向上を図り、教育研究ニーズの高度化・多様化に的確に対応していくことが重要であり、今後、このような考えに基づき、長期的な整備目標について具体的な検討を進めることが必要である。

また、国及び国立大学法人等は、この目標を踏まえ、中長期的な視点に立って計画的な施設整備を推進するとともに、次期5か年間（平成23～27年度）において重点的な施設整備を推進する必要がある。

2.4. 計画的な施設整備の推進

（1）長期的視点に立ったキャンパス環境の整備

国立大学法人等が、その使命と役割を着実に果たし、その個性をいかに発揮していくためには、各法人が目指す将来のビジョンを明確かつ具体的に示すことが求められる。また、国立大学法人等の基盤となるキャンパス環境が教育研究内容にふさわしい機能を備え、ゆとりと潤いのあるキャンパス環境を創造・再生するとともに、戦略的なマネジメントを行っていくためには、各法人において、将来的なビジョンを踏まえた長期的視点に立ったキャンパスマスタープラン計画を策定し、計画的な整備を進めていくことが必要である。

これまで、本協力者会議において長期計画の策定の必要性を提言してきたが、法人によってキャンパスマスタープラン計画の策定状況等に差があることや、時として、調和に欠けた整備計画がなされている例があること、必ずしも具体的な行動計画によるキャンパスの改善を盛り込んだものでない等の状況がある。このため、各法人の個性を引き出しつつ、調和と秩序のあるキャンパスとするため、長期的視

点に立ったキャンパスマスタープラン計画の策定・充実を促していく必要がある。

(今後の対応方策)

国立大学法人等においては、学長等がリーダーシップを発揮し、全学的な取組として、アカデミックプランや経営戦略等を踏まえた長期的・総合的なキャンパスマスタープラン計画を策定・充実していくことが必要である。計画の策定に当たっては、具体的な実施目標を設定し、実施目標と整合の取れた具体的な行動計画を盛り込むことや、後述する施設の維持・改善に係るPDCAサイクルを循環させていくためのシステム化を図るなど、実効性のあるものとしていくことが求められる。

国は、キャンパスマスタープランの必要性や役割等について整理した「戦略的なキャンパスマスタープランづくりの手引き」の普及を図るなど、各法人におけるキャンパスマスタープラン計画の策定・充実を促すことが求められる。ため、国内外のキャンパス計画を分析しつつ、キャンパス計画の基本的な考え方や進め方、考慮すべき視点等を示すなど、キャンパス計画のモデルを提示することが求められる。また、各法人が策定した計画を踏まえた計画的な整備を推進するために、毎年度措置する施設整備費において、各々の事業が、各法人の理念・目標を達成するためにキャンパスマスタープラン計画に明確に位置づけられた要求であるか否かを把握・評価し支援するなど、実効性ある仕組みを検討していくことが必要である。

(2) 効果的・効率的な整備による価値の向上

国立大学法人等の施設整備を進めていく上で、限られた財源を最大限に効果的・効率的に活用しつつ、その施設の価値を最大限高めていくことが必要である。

各法人は、各施設の状態を的確に把握し、様々な課題がある中で、どの施設の整備を優先的に行うべきか必要性・緊急性等を見極め、そのプライオリティを的確に整理する必要があるとともに、施設整備に当たっては、各法人の目指すべき姿を実現するために必要な機能を最大限発揮していくことが求められる。

(今後の対応方策)

国立大学法人等においては、保有する施設について、既存施設の現状を客観的に分析し、個々の施設の特徴と弱点課題を把握した上で、重点的に投資すべき施設を明確にするとともに、最適な改善方策を検討していくことが必要である。

その際、効果的・効率的整備を進める観点から、「文部科学省公共事業コスト構造改善プログラム」²³に基づき、VFM²⁴最大化を重視した「総合的なコスト構造改革」を推進することにより、コストと品質の両面を重視したコスト改善の取組を推進していくことが必要である。

²³ 平成20年5月に決定された「文部科学省公共事業コスト構造改善プログラム」においては、コストと品質の観点から公共事業を抜本的に改善し、良質な社会資本を効率的に整備・維持していくことが必要であるとし、施設整備に当たっては、社会資本が本来備えるべき供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等の所要の基本性能・品質の確保を図ることが重要とされている。

²⁴ VFM (Value for Money) とは、経済性にも配慮しつつ、公共事業の構想・計画段階から維持管理までを通じて、投資に対して最も価値の高いサービスを提供すること。

国は、耐震性能や建物の劣化状況、居住環境、低炭素化対策などの観点から、施設の確かな状態把握を行うために開発した「大学施設の性能評価システム」²⁵をの客観的・合理的な指標を開発し普及・充実させることにより、各法人の効率的・効率的な整備を支援すべきである。具体的には、建物の状態を示す客観的な指標として、これまでの耐震性能を示す指標や建設後の経過年数などに加え、施設の機能面や、利用者にとっての快適性、維持管理の状況など、施設の状態を多面的に評価できる新たな指標について検討することが必要である。

また、これらの指標を検討するに当たって、国立大学法人等の教育研究環境の更なる充実を図るため、各々の機能に着目した施設水準を示すことが必要である。

(3) P D C Aサイクルに基づく施設マネジメントの推進

施設の質的機能の適切な維持・向上を図っていくためには、既存施設の実態を的確に把握した上で、施設マネジメントに関する目標を設定し、適切な評価を行い、施設の有効活用や計画的かつ効果的な維持・改善を図るり、その適切な評価を行い、その結果を次の取組に反映させるというP D C A (Plan (計画) - Do (実行) - Check (評価) - Action (改善)) サイクルを確立し、施設マネジメントの取組を継続的に循環させていくことが必要である。継続的に循環させることにより、施設の維持・改善に関する情報が蓄積され、その情報を関係者が共有し活用することによって、より効果的・効率的な施設の維持・改善が可能となる。

(今後の対応方策)

国立大学法人等においては、P D C Aサイクルを確立するための全学的な体制づくりをはじめとして、後述するベンチマーキング指標手法等を活用した目標の設定や自己評価の実施、評価結果を踏まえた戦略的な改善計画の策定、メリハリのある資源配分など、実効性のある維持・改善の仕組みを確立していくことが必要である。

各法人が既存施設の現状を適切に評価するためには、施設の状態や取組状況を客観的に認識できるような対応が重要である。このため、国は、維持管理の状況を中心にまとめた「施設マネジメントに関するベンチマーキング手法」の普及を図るとともに、り、具体的には、他大学等における標準的な取組等を比較することにより、どのような状態にあるかを把握するための数値化された指標（ベンチマーキング指標）を示していくことが有効である。このため、国は、国立大学法人のみならず、公立、私立大学等における施設整備や施設マネジメントに関する取組状況を調査・分析した上で、各法人における取組に資するような、具体的なベンチマーキング指標の充実について検討していくことが必要である。

(4) 多様な財源を活用した戦略的整備の推進

法人化後、各国立大学法人等においては、P F I (民間資金等活用事業) による

²⁵ 国立教育政策研究所文教施設研究センターに設置された「国立大学法人等施設の機能水準に関する調査研究会（主査：小松幸夫早稲田大学理工学術院教授）」が平成22年3月にとりまとめた報告書

整備や寄附による整備、地方公共団体や他省庁、企業等との連携による整備、ESCO事業²⁶の導入などに加え、長期借入金制度を活用した整備、スペースチャージ収入による整備など、多様な財源を活用した施設整備や維持管理を行ってきたが、より一層の推進が望まれる。

(今後の対応方策)

国立大学法人等においては、幅広い視点から、多様な財源を活用した施設の整備や管理運営の可能性について検討する必要がある。また、大学等の中で多様な整備手法のノウハウを共有化することが望まれる。

また、他大学等との連携協力を深め、それぞれが有する物的資源を共同利用することにより、その有効活用を図ることも重要である。

国は、国立大学法人等が多様な整備手法による財源等の確保を円滑に行いうるよう、例えば、税制上の措置や先進的な整備事例の提示や手引きの作成、税制上の措置等、各法人の取組に対してインセンティブを与える措置や積極的な情報発信に努めるなど必要な方策を講じることが必要である。また、施設の共同利用を促進するための支援の仕組みを検討することが必要である。

(5) 戦略的マネジメントに必要な人材の育成

今後、戦略的な施設マネジメントなどシステム改革の取組を一層推進していくためには、各国立大学法人等において、大学等の教育研究活動の動向を理解し踏まえて、経営的視点からの確な問題把握と解決策を提示していくことが求められる。このためには、各法人において、戦略的なマネジメント能力を有した人材を育成していくことが必要であり、個別の専門技術だけでなく、施設に関する全般的な知識、大学経営に関する知識など幅広い知識とマネジメント能力が求められる。

(今後の対応方策)

国立大学法人等においては、各法人における業務の円滑化・効率化の取組を一層推進しつつ、人材育成を図る取組の一環として、例えば、大学等との連携を強化し、複数の大学等が共同でコンソーシアムをつくり、先進的な取組のリソースの共有化、幅広い人材の交流、実践的な研修機会を設けるなどの主体的な取組が求められる。

また、施設系の情報共有のポータルサイトの設置等により積極的な情報共有を図ることも有効である。

国は、各法人における更なる業務の円滑化や効率化に資する取組を強化支援するとともに観点から、積極的かつ幅広い情報提供に加え、国立大学法人等全体の人材育成に資する仕組みの検討することが必要である。

²⁶ 事業者が、省エネルギーを目的として、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供する事業で、省エネルギー量や光熱水費の削減額などを保障するもの。

3.2. 重点的な施設整備の推進

(1) 基本的な考え方

国立大学法人等の施設は、創造性豊かな人材養成や独創的・先端的な学術研究、高度先進医療等の推進のための基盤であり、次代を担う人づくりの礎である。

我が国の経済成長の鍵を握る人材力を強化し、技術力を発揮していくためには、イノベーションの基盤となる教育研究環境の整備・充実が不可欠である。

厳しい財政状況の中で、国立大学法人等が求められる機能を発揮するためには、その基盤となる施設の整備を効果的かつ効率的に進める必要がある。このため、国は重点的な整備が必要な施設を明確化し、その整備に係る目標及びシステム改革の取組に関する事項を盛り込んだ、新たな次期5か年間(平成23年度～平成27年度)の施設整備計画を策定するとともに、各国立大学法人等における施設整備を支援するため、現在、絶対的に不足している施設整備費について所要額の確保に努め、施設マネジメントや多様な財源を活用した施設整備を推進するなど、その実現に向けた取組を推進することが必要である。

(2) 新たな施設整備計画

(1) 重点的な整備が必要な施設

平成21年8月の「中間まとめ」において掲げた「国立大学法人等施設を取り巻く現状と課題」等を踏まえ、今後5か年において重点的な整備が必要な課題を整理。

現下の厳しい財政状況も含め、国立大学法人等の施設が「第2章 3. 国立大学法人等施設の現状と課題」に掲げた多くの課題に直面している中で、「第3章 1. 国立大学法人等施設の目指すべき姿」で示した、教育研究機能の発展や、産学官連携の強化、地域貢献・国際化の推進など、国立大学法人等施設が求められる機能に応えていくためには、施設の現状を考慮し、次に掲げる観点から重点的な整備を図ることが必要である。

(ア) 安全性・機能性で問題のある既存ストックの改善

膨大な保有量を抱える既存ストックのうち、特に、地震により倒壊等の危険性の高い耐震性に問題のある施設について早急に改善を図るとともに、経年劣化により安全性・機能性に著しく問題のある老朽施設、機能劣化の著しい基幹設備について、安全性の確保だけでなく、教育研究環境としての機能を十分に備えたものとなるよう、教育研究等への効果なども勘案しつつ、その改善を図ることが必要である。

(イ) 高度化・多様化する教育研究活動の実施に不可欠な新たなスペースの確保

教育研究活動の多様化・高度化に対応したスペースについては、これまでその整備を図ってきたところであるが、依然として不足していることを踏まえ、特色ある教育研究活動を活性化するためのスペース不足が特に著しい施設につい

て、その改善を図るとともに、国際競争力のある世界的研究・教育拠点の形成や、特色ある教育研究の推進、政策的課題や社会的要請による新たな教育研究ニーズ（国際競争力のある世界的教育研究拠点の整備、若手研究者・や留学生の増加への対応など）への対応等に不可欠なスペースを確保するため、既存ストックの有効活用を図りつつ、その整備推進を図ることが必要である。また、ポストドクター等の定員外の研究者等に必要なスペースの整備を推進する方策について検討を行うことも必要である。

（ウ）大学附属病院の再生

大学附属病院は、将来の医療を担う医療人を養成する教育研究機関であるとの基本的認識を踏まえつつ、卒前教育と卒後教育の一体的な魅力ある教育プログラムの構築や地域との連携の推進に対応した環境を整備するとともに、地域医療の中核的な役割が期待されていることも踏まえ、医療の専門化、高度化に対応した最先端の医療環境の整備を計画的に推進することが必要である。

（２）—整備方針及び推進方策

上記（１）—に掲げた施設の整備に当たっては、実効的かつ効果的な整備を行うため、次に掲げる整備方針・推進方策により整備を行うことが必要である。（図表21）「中間まとめ」において掲げた3S（Strategy、Sustainability、Safety）及びシステム改革の観点を踏まえた整備を推進。

（ア）質的向上への戦略的整備 - Strategy

高度化・多様化する教育研究等を活性化し、各法人大学の有する個性や魅力を引き出していくためには、その基盤となる教育研究環境が十分な機能を備えたものであることが不可欠である。

一方、国内外の状況が急速に変化し、社会構造全体が大きな変革期を迎えている中、国立大学法人等各大学に対する期待と要請が拡大・多様化している。このような中、各法人大学は一層の個性を發揮することが求められており、以下に示す視点を踏まえつつ、施設整備においても今後更に多様化する教育研究活動に適切に対応することが必要である。

（質的向上への戦略的整備の視点）

国際競争力のある世界的教育研究拠点の形成

我が国の国際競争力を強化していくことを目的として、国内外を問わず広く世界の優秀な人材を惹きつけるとともに、世界を牽引するリーダーや研究者等を養成し、世界水準の優れた教育研究成果を生み出す拠点の形成を図る。

教育研究を活性化し「知」を発信・交流する教育研究環境の整備

人材養成機能や教育研究機能、社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）など、各国立大学法人等が個性や特色を十分に發揮し、教育研究を活性化

するために必要となる施設機能の向上を図る。

先端医療・地域医療に対応した大学附属病院の計画的な整備

附属病院は、社会の要請に応えられる優れた医療人を養成する教育研究機関であるとの基本的認識を踏まえつつ、卒前教育と卒後教育の一体的な魅力ある教育プログラムの構築や地域との連携の推進に対応するとともに、医療の専門化、高度化に対応した最先端の医療へ対応するための附属病院機能の向上を図る。

上記に掲げる整備を行うためには、厳しい財政状況の中で、効率的かつ戦略的な整備を促進するとともに、各法人大学の機能別分化を推進するため、その個性・特性に応じて競い切磋琢磨できる仕組みの導入などにより、各法人大学の個性・魅力を最大限引き出すことが必要である。

このような取組の推進により、人材、科学・技術といった経済成長のプラットフォームを支えるとともに、ライフイノベーション、グリーンイノベーションの基盤ともなる教育研究環境の戦略的整備を推進する。

< 推進方策 >

各国立大学法人等の個性・特性に応じた戦略的整備推進

教育研究の高度化・多様化に対応した環境整備を推進する観点から、各国立大学法人等の個性や特性を踏まえたカテゴリーを設定し、教育研究等への効果が高い施設から優先的に整備を推進する。

(カテゴリー)

ア)—国際的に卓越した研究教育研究拠点機能の充実

イ)—国際化の推進機能の充実

ウ)—高度な専門職業人の養成や専門教育機能の充実

エ)—大学等の特性を生かした多様な教育研究機能の充実

オ)—学生支援や地域貢献など大学等の戦略を踏まえ必要な機能の充実

カ)—附属病院機能の充実

国の政策課題や社会的要請への対応として特に推進すべき分野（例：イノベーション推進、国際化の推進等）や、大学間の連携・協力を図りつつ施設の共同利用を進める教育研究環境の整備については、特に重点的に整備を推進する。

耐震化や老朽改修等による安全・安心の確保、地球環境負荷の低減など、基本的条件整備も着実に実施する。

(イ) 地球環境に配慮した教育研究環境の実現に向けた取組 - Sustainability

地球温暖化は世界規模の喫緊の課題であり、国立大学法人等においても、温室効果ガス排出削減に向けた取組を進めることが必要である。また、国立大学法人等は、低炭素化社会を実現するに当たって、「知の拠点」としての役割を果たすことも重要である。

国立大学法人等における地球環境への取組は、当該法人の温室効果ガス削減だ

けでなく、将来を担う学生に対する教育の場、最先端の知識を社会と一体になって実践する場としても、次世代の低炭素化社会づくりに大いに寄与することが期待される。

このため、今後の国立大学法人等施設の整備推進に当たって、国は、地球環境への配慮を基本的な条件とするとともに、国立大学法人等が社会の実験場として先導的役割を果たすための支援も行うことにより、環境への負荷が少なく持続的発展が可能な「サステイナブル・キャンパス」への転換を促進するとともに、国としても施設整備に関する一定の目標を定めるなど、具体的な推進策を講じることが必要である。

< 推進方策 >

老朽施設のエコ再生等の推進

大学全体の環境負荷低減を図る観点から、老朽施設の改修や新築を行うにあたっては、一定以上の環境対策（高効率照明・空調の導入等）を講じることや、各法人が定める環境・省エネルギー対策の中長期的な計画に沿っていることなどを条件に必要な整備を推進する。

最先端の環境対策を講じた施設の拠点的整備

社会の実験場として先導的役割を果たす観点から、フロントランナーとして最先端の環境対策を講じた施設の拠点的な整備を推進する。その際、他大学や社会に対する強力な発信や、教育研究、環境・エネルギーに対する波及効果などの事後フォローアップ、多様な財源の活用による整備の導入可能性の検討などを条件に必要な整備を推進する。

多様な財源を活用した整備の推進

企業等からの外部資金の導入や ESCO 事業の導入など多様な財源を活用した整備を推進する。

~~—エネルギーマネジメントの取組推進~~

~~長期的展望のもと、ライフサイクルを通じた総合的な環境対策を推進する観点から、省エネルギーに係る先駆的取組の普及推進や、エネルギー使用量等のベンチマーキング指標の検討など、エネルギーマネジメントの取組を一層推進。~~

~~—(ウ)安全・安心な教育研究環境の確保 - Safety~~

耐震性など構造上の問題を有している施設をはじめとして、安全上著しい支障がある老朽した施設・基幹設備の解消は、学生や教職員等の安全確保だけでなく、災害時の応急避難場所、地域の拠点病院という観点からも、引き続き早急に対応すべき課題である。

また、老朽化によって高度化・多様化する教育研究に十分に対応することが困難な施設・基幹設備についても、早急に改善を図ることが必要である。

安全・安心な教育研究環境を確実に確保するため、耐震化をはじめとした安全上著しい支障がある老朽施設・基幹設備について、国は計画的な整備推進を図るこ

とが必要である。

< 推進方策 >

耐震化の具体的なロードマップ策定

耐震性に問題のある施設については、耐震対策の完了に向けた計画的な整備を図るため、Is値0.7未満の施設の耐震化について具体的なロードマップを策定する。特に耐震性能が著しく劣るIs値0.4以下の施設については、新たな施設整備計画の実施期間の中でも、当初2年間での解消を目指すなど、早期に耐震対策を完了することを明確化する。

老朽施設、基幹設備の計画的な整備推進

著しく老朽化した施設の解消、耐用年数を超えた基幹設備への重点化を図る。

—(エ)—システム改革の推進

国が上記に掲げる重点的な整備を推進するに当たっては、その前提として、システム改革の取組を一層推進する必要がある。

具体的には、各国立大学法人等が、既存施設の実態を的確に把握した上で、適切な評価を行い、施設の有効活用や計画的かつ効果的な維持・改善を図る施設マネジメントの取組を進めることが必要である。とともに、また、長期的展望のもと、ライフサイクルを通じた総合的な環境対策を推進する観点から、エネルギーマネジメントの取組を進めることも必要である。

さらに、国費による整備を基本としつつも、現下の厳しい財政状況等も踏まえ、寄附や自己収入による整備など多様な財源を活用した施設整備を推進するとともに、国が重点的に支援する対象を明確化することも必要である。

なお、事業の実施に当たっては、国立大学法人等の公共性に鑑み、コスト縮減への取組や適正な執行を行うことが必要である。

国は、各大学等におけるシステム改革の取組を積極的に評価するなど、各大学等における取組への支援を一層促進。

< 推進方策 >

施設マネジメントの推進

重点的な整備を推進する前提として、共同利用スペースの確保などの既存施設の有効活用や、施設修繕計画²⁷に基づき既存施設を良好な教育環境として維持し質の向上を図るなど、施設マネジメントの取組を一層推進するため、ベンチマーキング手法や先進的事例の普及啓発などの支援を行う。

エネルギーマネジメントの推進

省エネルギーに係る先駆的な取組の普及推進やエネルギー使用量など維持管理情報の把握・公表の推進、ベンチマーキング手法の検討などエネルギーマネ

²⁷ 施設修繕計画：施設・設備の耐用年数や、それらの改善に必要なコストを考慮した中長期にわたる改修・修繕に関する年次計画

ジメントの取組を一層推進する。

多様な財源を活用した施設整備の推進

寄附や自己収入など多様な財源を活用した施設整備を推進するため、各国立大学法人等における取組の参考となるよう、整備手法を体系的にまとめた手引きの作成や先進的な整備事例の提示など必要な支援を行う。

事業選定におけるシステム改革に関する取組状況の活用

各年度において実施される施設整備費補助金の事業選定に当たっては、各国立大学法人等における施設マネジメントの取組状況や多様な財源を活用した整備の検討状況等も踏まえつつ、必要な事業への支援を行う。

国による支援の在り方の明確化

限られた財源を効果的・効率的に活用する視点や、各法人の自主性にも配慮しつつ、多様な財源を活用した施設整備を推進する視点などを踏まえ、国の支援の在り方を明確化する。

(支援の在り方の基本方針)

- ・国立大学法人等の教育研究活動を実施する基本的な施設は重点的に支援する。
- ・学生支援施設や体育施設、管理施設については、多様な財源を活用した整備手法の導入可能性などを勘案した上で支援を行う。
- ・寄宿料や施設使用料などの一定の収入が見込まれる施設（学生寄宿舎などの宿泊施設、産学官連携施設等）については、長期借入金などの多様な財源を活用した整備を促進する。ただし、地域の実情などを勘案した上で、多様な財源による整備手法の活用が困難であることが明らかな場合には、整備に係る経費の一部について支援を行う。
- ・国立大学附属病院については、その使命である高度医療に対応した教育・研究・診療が行えるよう、必要な支援を行う。



図表 21 整備方針及び推進方策のイメージ

(3) 期待される成果・効果

これまで2次にわたって策定された「国立大学等施設緊急整備5か年計画」においては、国は、施設整備の方針や、計画期間中において必要となる施設の整備量等を掲げ、これに基づく整備を推進してきた。

新たな施設整備計画の策定に当たっては、上記の観点に加え、国立大学法人等の施設が人材養成や学術研究等の推進のための基盤であることに鑑み、新たな施設整備計画の策定に当たっては、上記の観点に加え、施設整備によって得られる成果についても、一定の目標（成果目標）を設け（成果目標の設定）、その達成に向けた施設整備を推進する。とともに、システム改革の推進に関する目標を設け、これを着実に達成することによりシステム改革を一層推進することが必要である。

成果目標については、上記に掲げた3S（Strategy、Sustainability、Safety）やシステム改革の観点等を踏まえつつ、可能な限り多様な目標を掲げる方向で検討。

< 成果目標の指標例 >

質的向上への戦略的整備-Strategy-

- ・国際競争力のある世界的教育研究拠点の整備状況
- ・若手研究者のためのスペースの確保状況
- ・留学生のための宿舎確保状況
- ・教育研究施設の機能改善実施状況

地球環境に配慮した教育研究環境の実現に向けた取組-Sustainability-

- ・老朽施設のエコ再生により削減されるCO2排出量
- ・エコ再生を実施した施設の割合

安全・安心な教育研究環境の確保-Safety-

- ・耐震化率
- ・老朽化した施設の解消状況
- ・法定耐用年数を超える基幹設備の割合

システム改革の推進

- ・共同利用スペースの整備状況
- ・キャンパスマスタープランの策定状況
- ・施設修繕計画の策定状況
- ・建物別のエネルギー使用量の把握・公表状況

「第2章—3—国立大学法人等施設の現状と課題」で示したとおり、現在の国立大学法人等の施設は多くの課題に直面している一方で、近年の厳しい財政状況等を勘案すると、「第3章—今後の国立大学法人等施設整備の在り方」で示したような国立大学法人等施設に求められる機能に十分応えられないことが想起される。

このことは、「知」の創造等に貢献できる人材育成や独創的・先端的な学術研究の推進、社会貢献などの発展基盤を確立することはおろか、今後の国立大学法人等における諸活動に影響を及ぼすだけでなく、優秀な人材が世界に流出する事態に拍車をかけ、ひいては、我が国の国際競争力の低下を招き、我が国の成長・発展を危うくする事態を招くことが懸念される。

国は、そのような事態が発生しないよう、今、対応を急ぐべき課題を明確にし、重点的・計画的な整備を推進する必要がある。

(1) 長期的な整備目標

今後の国立大学法人等施設整備については、現在の施設の状況や、施設に求められる様々な機能を踏まえ、「知」の拠点としての新たな価値の創造を目指し、施設面におけるシステム改革に積極的に取り組みながら、重点的・計画的整備を進める必要がある。一方、前述のとおり、国立大学法人等は改善を要する老朽施設を多数抱えており、今後も定常的に発生していく老朽施設に対して適切な更新・保全を施していかなければならない。

以上のことから、既存ストックの安定的な維持管理・運営を実現可能にすることを前提としつつ、施設の質的向上を図り、教育研究ニーズの高度化・多様化に的確に対応していくことを長期的な整備目標とすべきである。

(2) 重点的に整備すべき施設

長期的な整備目標を見据えた上で、厳しい財政状況の中で、国立大学法人等が目指すべき姿を具現化するため、国は、重点的に整備が必要な施設を明確化した上で、その内容を盛りこんだ第2次5か年計画に次ぐ新たな施設整備計画（以下「ポスト5か年計画」という。）を策定し、重点的な投資を行っていくことが必要である。

これまでの第2次5か年計画の達成状況や、施設の現状と課題等を勘案し、次期5か年間（平成23～27年度）において重点的な整備が必要な課題について、以下に整理する。（図表16）

—安全・安心な教育研究環境の確保— Safety

耐震性など構造上の問題を有している施設をはじめとして、安全上著しい支障がある老朽施設・基幹設備の解消は、引き続き早急に対応すべき課題である。また、災害時の応急避難場所、地域の拠点病院という観点からも、非常災害時に機能することが必要であることから、今後、国立大学法人等施設の整備に当たっては、安全の確保が保障されることを基本的な条件として対応していく必要がある。

特に、耐震性に問題のある施設については、耐震対策の完了に向け、計画的な整備を図っていくことが必要であり、例えば、Is値0.7未満の施設の耐震化について具体的なロードマップを掲げることも含め、計画的な整備を着実に進めていくことが必要である。

—地球環境に配慮した教育研究環境の実現— Sustainability

温室効果ガス排出削減に資する対策など、地球環境に配慮した施設整備は、国立大学法人等において最優先に取り組むべき喫緊の課題である。

このため、今後、国立大学法人等施設の整備に当たっては、地球環境への配慮を基本的な条件とし、環境への負荷が少なく持続的発展が可能なサステナブル・キャンパスへの転換を目指して、推進策を講じることが必要である。

具体的には、資源やエネルギーの消費を低減する観点から、すべての施設を永く有効に活用していくことや、省エネ性能の著しく低い老朽施設のエコ再生、施設の建設時等におけるエコマテリアルの採用など、ライフサイクルを通じた総合的な環境対策を講じていくことが必要である。

また、これらの施設整備は、長期的展望のもと省資源・省エネルギーに関する管理運営面での積極的な取組と相まって、一体的に行われるべきである。

—教育研究環境の高度化・多様化（質的向上への戦略的整備）— Strategy

高度化・多様化する教育研究等を活性化し、各法人の有する個性や魅力を引き出していくためには、その基盤となる教育研究環境が十分な機能を備えたものでないと成り立たない。

このため、今後、国立大学法人等施設の整備に当たっては、安全・安心な教育研究環境の確保と、地球環境に配慮した教育研究環境の実現はもとより、施設機能の高度化・多様化による質的向上を図ることにより建物の価値を高めるなど、効果的かつ戦略的な整備が必要である。

以下、教育研究環境の高度化・多様化を図るべき主な対象例を示すが、今後、具体的な整備目標も含め、更に具体化を図っていく必要がある。

（教育研究環境の高度化・多様化を図るべき主な対象例）

—教育研究を活性化し「知」を発信・交流する教育研究環境の整備

人材養成機能や教育研究機能、社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）など、各国立大学法人等が個性や特色を十分に発揮するために必要となる施設機能の向上を図ることにより、教育研究を活性化し、「知」を発信・交流する教育研究環境を整備する。

（例）・教育内容・方法の高度化・多様化に柔軟に対応した環境の整備

- ・イノベーションを創出する若手研究者等が研究に専念できる環境の整備
- ・高度な実践的・創造的技術者養成のための環境の整備
- ・教育研究の情報拠点として「知」を発信する図書館機能の充実
- ・地域や企業等の知を結集・活用する地域連携・産学官連携環境
- ・「知」の拠点としての伝統的施設環境の継承
- ・学生のクリエイティビティを高める環境の整備
- ・理数系教員養成に係る実験・実習環境の充実

—国際競争力のある世界的研究・教育拠点の形成

我が国の国際競争力を強化していくことを目的として、国内外を問わず広く世界の優秀な人材を惹きつけるとともに、世界水準の優れた教育研究成果を生み出す拠点を形成するための教育研究環境を整備する。

~~(例)・世界に誇る革新的な研究等を行うための先端的研究拠点
——・世界トップレベルの人材を惹きつけ、国際的に魅力ある教育研究拠点~~

~~——先端医療・地域医療に対応した大学附属病院の計画的な整備~~

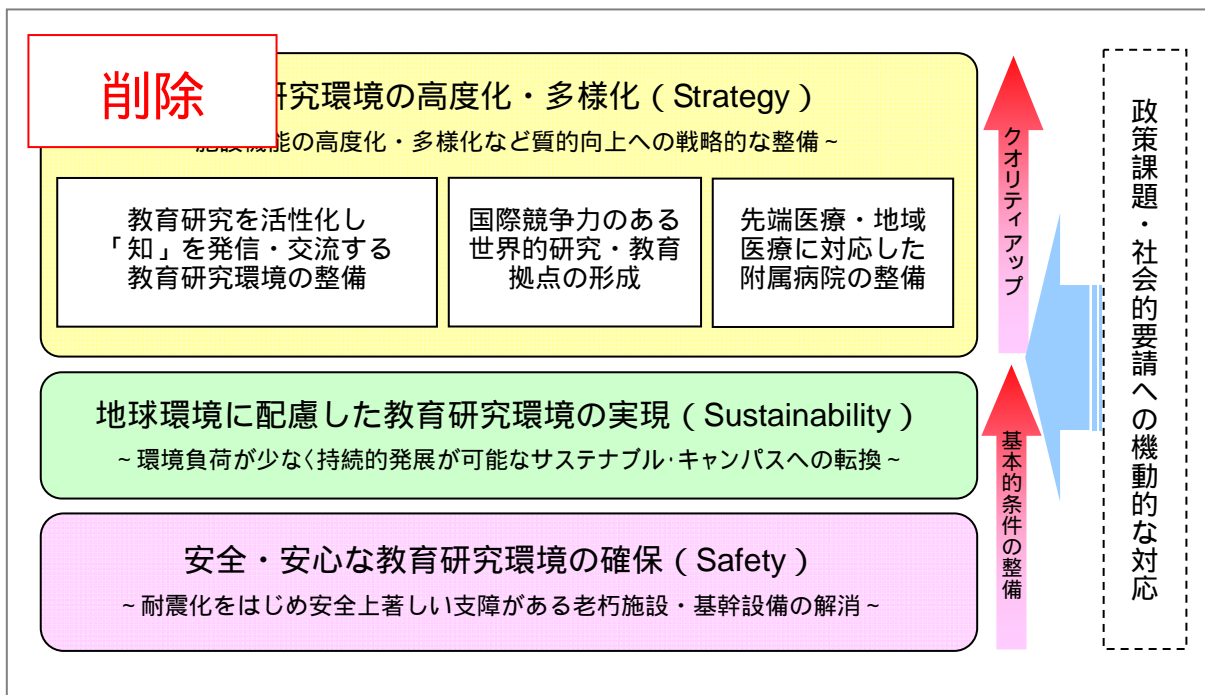
~~附属病院は、社会の要請に応えられる優れた医療人を養成する教育研究機関であるとの基本的認識を踏まえつつ、卒前教育と卒後教育の一体的な魅力ある教育プログラムの構築や地域との連携の推進に対応した環境を整備するとともに、医療の専門化、高度化に対応した最先端の医療環境を整備する。~~

~~——(例)・臨床医学発展と医療技術水準の向上に貢献できる病院機能の確保
——・地域の中核病院として質の高い医療を提供できる病院機能の確保~~

~~——国家的政策課題や社会的要請への機動的な対応~~

~~国立大学法人等を取り巻く状況は絶え間なく変化しており、各法人はそれぞれの個性化や多様化を進めつつも、様々な国家的な政策課題や社会的な要請への対応についても考慮していくことが求められる。~~

~~このため、今後、国立大学法人等施設の整備に当たっては、各法人における国家的な政策課題や社会的な要請への機動的な対応を促進する観点から、国において、政策的な課題等を推進するための具体的な仕組みを検討していくことが必要である。~~



図表 16 重点的な整備が必要な課題のイメージ

(3) 重点的な整備を進めるための実施方策

今後、ポスト5か年計画を策定し、重点的・計画的な整備を推進するため、国は、平成23年度からの5年間に対応が必要な施設を明確化し、具体的な整備目標を定めるとともに、効果的・効率的な施設整備を図るために、国が重点的に支援する対象施設を明確化することが必要である。

国が重点的に支援する対象施設を明確化する際には、国が措置する施設整備費が国立大学法人等の施設整備の基本的財源であることを前提とした上で、例えば、
—国立大学法人等の教育研究活動を実施する基本的な施設は国費による整備対象とすべきであること、
—各国立大学法人等における主体的な取組として、一定の収入が見込まれる施設については長期借入金等を積極的に活用すべきであること、
—地域における経済状況等、各法人が異なる状況に置かれていることに鑑み、多様な整備手法の活用が困難な法人に配慮すべきであること、
—国立大学附属病院を取り巻く状況等を踏まえるべきであること、
—など一定の基本的な条件について検討していくことが必要である。

また、各国立大学法人等は、国の施設整備計画を踏まえ、重点的に整備すべき施設を盛り込んだ戦略的なプランを策定するとともに、多様な整備手法に積極的に取り組み、システム改革を不断に強化していくことが求められる。

第5章—国立大学法人等施設整備に対する公財政措置の確保

我が国の経済成長の鍵を握る人財力を強化し、技術力を発揮するとともに、地域社会の活性化・発展を目指すためには、教育研究等の活性化に資する基盤である国立大学法人等施設を強化していくことが不可欠である。また、優れた研究者や学生を我が国に惹きつけ、自信を持って受け入れることができる、個性と魅力あふれるキャンパス環境を整備していくことは、我が国の国際競争力を高めることにほかならない。

国立大学法人等施設を取り巻く現状と課題等を踏まえると、施設整備が必要なことは論を待たないが、国立大学法人等施設の整備充実が我が国の成長・発展に寄与することを鑑みれば、国の財政状況が厳しい中ではあるものの、我が国の知的基盤として公共的施設の中でも高い優先順位により実施される必要がある。

このような理由から、以下のとおり、国立大学法人等施設整備に対して必要な公財政措置が確保されなければならない。その際、現下の厳しい財政状況に鑑み、国及び国立大学法人等は各々の役割分担を踏まえつつ、更なる効果的・効率的な整備を図っていく必要がある。

(1) 第2次5か年計画における目標の達成

—第2次5か年計画においては、計画期間において緊急的に整備すべき施設(約5-40万 m^2)の整備を行うための所要経費について、最大1兆2,000億円²⁸を要すると試算している。この試算に基づき、これまでの第2次5か年計画の進捗状況を鑑みれば、第2次5か年計画において掲げた整備目標の達成のためには、残り1-41万 m^2 の整備に対して約3,600億円²⁹の投資が必要となる。特に、1s値0.4以下の施設の耐震化については、学生や教職員等の安全確保のためにも、第2次5か年計画期間中に確実に措置される必要がある。(参考資料3-(2))

このため、第2次5か年計画の最終年度である平成22年度までに、目標達成に向け必要となる施設整備予算の確保が必要不可欠である。

(2) 今後の施設整備に対する公財政措置の確保

今後、ポスト5か年計画が策定され、同計画に基づく重点的・計画的な整備が着実に推進されるためには、修繕、維持管理に係る予算も含めて必要な施設整備関係予算が確保されなければならない。

現在の国立大学法人等の施設を維持するための改修や改築の費用だけでも毎年約2,200億円以上の予算が必要であるという試算もある。国立大学法人等の施設整備が減価償却からみても不十分な現状を打開していくためには、安定的な整備を実現する施設整備予算の充実が不可欠である。(参考資料6、7)

国及び各国立大学法人等は、国立大学法人等施設整備に対する投資の必要性や投資効果等について、国民や大学関係者等に対して明確なメッセージを発すること等により、国民的な議論を喚起し、国立大学法人等施設の整備充実につなげていくことが必要である。

²⁸ 具体的な整備対象を特定せず、これまでの実績に基づき試算したもの。国費以外に、土地処分収入の活用や自己収入等も含む。

²⁹ 第2次5か年計画の所要経費1兆2,000億円から平成21年度末見込みの施設整備費(平成17年度補正~21年度補正予算までの施設整備費補助金に加え、平成18~20年度までの自己収入等による施設整備費を加えたもの)を引いた予算額。